11月29日

○議長(玉利道満君) これから本日の会議を開きます。

(午前8時59分開議)

○議長(玉利道満君) 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

〇議長(玉利道満君) 日程第1、一般質問を続けます。

まず、15番、堂森忠夫議員の発言を許します。

〇15番(堂森忠夫君) 登 壇

皆さん、おはようございます。1番になろうと思ってここに立っているんじゃありませんが、受付順番でこのようになりました。旧加治木町時代は、一般質問での冒頭挨拶はなく、即質問に入る内容でした。トップバッターで発言される同僚議員のさわやかな弁舌に魅了させられるときもあります。また、時には国会議員よりすばらしい力強い言葉に傾聴させられるときもあります。

その影響を受けまして、私も市民の負託に応えて一般質問を欠かさずに取り組むことができましたが、新市になり、今の状態で姶良市の市政繁栄を築くには多くの課題があります。その課題は、勇気ある行動による改善が必要なときであると思います。

そのために、私は今までの人生や、養ってきた実践的なノウハウを最大に生かし、未来の姶良市発展をなすために、常に左右上下の力を公平な判断のもと融和的な行動を誓い、超党派的な議員活動を目指して、今後、政治生命をかけて臨んでまいります。

それでは、今回の質問に入りますが、その前に誤字の訂正をお願いいたします。

訂正箇所は、質問事項1の要旨5で、下から5行目の「全面」の「全」を、目の前の「前」に訂正 をお願いしまして、通告順に従い質問いたします。

それでは、まず、質問事項1、自然災害と人為災害について。

要旨1、10月31日、大がかりな防災訓練が実施されたが、訓練は各関連団体との連携はスムーズに 運営できたか。市民の防災意識向上に向けた活動をさらに強化するための実施計画と、市民みずから が自覚した行動の浸透を今後どのように図るか。

要旨2、辺川地区の上流には竹山ダムがあり、ダム専用の防災用施設が整備されているが、ダム決壊等に備えた訓練の記憶がない。辺川地区においてのダム災害の意識が薄いのではないか。ダム施設管理においては人為的災害につながることもあるが、竹山ダム管理組合と連携として自然災害及び人為災害を予測しての防災訓練を実施して、災害に備えた心構えと改善策を検討すべきだが、どうか。

要旨3、竹山ダム決壊災害に備えた避難道路としての機能を追求すると、市道路線39号の菖蒲谷・ 辺川下線は、不整備過ぎると地域からの指摘の声があるが、避難道路としての認知度も薄いのではないか。今後、ダム災害時に備えて、この市道の避難道路整備を図り、地域住民が安全に安心して移動が可能な機能体制を築けないか。

要旨4、9月2日の豪雨で辺川地区の栗脇橋が朝方に崩壊し流されたが、このような自然災害は予測できなかったか。橋の復旧はいつごろになるのか。左岸側は大型ダンプ等が通れる橋がないので、この橋を拡幅しての復旧工事をとの声が地域からあるが、どうか。また、市道も表面が剥離し、片側

通行の状態であり、住民から道路だけは応急処置的に復旧すればよいとの声があるが、なぜ対応できないのか。

要旨5、辺川地区は川と平行に集落が位置し、豪雨時期は山林から流れる雨水排水に長年にわたり 悩んでこられた。母屋の庭や前面の田畑を流れる雨水対応には、個人では限界があり、解決の道が開 けない状態である。山林の雨水排水調査を実施し、整備を図れないか。

質問事項2、急傾斜地対策について。

要旨1、急傾斜地周辺で暮らす人々の中には、自然災害など起こらないと思って生活している方も おられると思うが、実際に災害が発生した場合は、現状復旧には相当な歳月がかかる。常に災害を未 然に防ぐための対策が必要だが、急傾斜地対策の実施計画の進捗状況はどうか。

要旨2、高岡公園の裾部に位置する隈姫神社一帯の集落は、高岡公園周辺からの排水におびえて過ごしていると聞くが、地域住民の声に応えて、新たに急傾斜地工事を施す実施計画を図れないか。裾部の急傾斜地災害対策が整い、さらには上層部からの排水対策が整備されるならば、公園周辺の市有地開発等において、新たな活路を育むことが可能と思うが、どうか。

質問事項3、観光と滝周辺整備について。

要旨1、龍門滝は日本の滝100選に選ばれてから、市外観光客も増加したと思うが、滝周辺の整備 実施計画や観光広報状況はどうか。また、NPO団体と連携してのボランティア活動等を拡大して、 観光客増に努められないか。

要旨2、市道11号線の西別府線沿いの滝周辺整備を実施されたが、新たな滝をアピールするなど、観光資源開発の目的で行ったのか。周辺は暗く駐車場もない状態である。道路沿いを散策しての滝見学は、交通事故を起こすのではないかと危惧する声がある。周辺や前面の山林・雑木を伐採し明るくして、駐車場の確保と滝見学や写真撮影等の場所を確保できないか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

〇市長(笹山義弘君) 登 壇

堂森議員のご質問にお答えいたします。

1問目の自然災害と人為災害についての1点目のご質問にお答えいたします。

さきの和田議員のご質問にお答えしましたとおり、今回の総合防災訓練は、計画いたしました訓練を予定どおり行うことができ、2つのテーマ、「市民の防災意識の高揚」及び「防災関係機関との相互連携」を行うための防災体制の確立を概ね達成できたものと考えます。

今回の訓練で得たものをさらに生かすために、市民の意識の高揚だけにとどめず、実際の行動としていただくよう、それぞれの地域に即した自主防災組織等を主体とした訓練や、危険箇所点検などを今後も行い、自主防災組織の強化に繋げていきたいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

竹山ダム管理事務所は、毎年6月1日にサイレン吹鳴試験を実施しており、また、市としましても 毎年6月の第1日曜日に実施される「土砂災害・全国統一防災訓練」で、平成24年、25年と2年連続 で辺川地区において、土砂災害を想定した住民避難訓練や移動系防災行政無線を使っての通信訓練を 実施いたしましたが、議員仰せのダムに大規模な災害等が発生したことを想定しての住民避難訓練等 は実施しておりません。

今後、竹山ダムを管理する十三塚原土地改良区や地域住民、消防、消防団、警察等と竹山ダム管理

規定の見直しや、新たに設置いたしました防災行政無線を使った住民への情報伝達や避難方法、避難 経路等について協議を行い、さらに、災害発生時に迅速な対応が行えるよう訓練等を行っていきたい と考えます。

3点目のご質問についてお答えいたします。

始良市防災計画では、防災上重要な道路として、国道10号や主要地方道川内・加治木線などの県道を指定しており、これらの道路と連絡する1級市道などを緊急輸送路として確保することとしております。

ご質問の辺川下地区におきましては、市道永原・市野線を緊急輸送路として確保することとしており、また、宇曽ノ木川との高低差が10m以上あることから、ダム災害時におきましても通行できるものと考えており、市道菖蒲谷・辺川下線の避難道路としての整備は現在のところ考えておりません。4点目のご質問についてお答えいたします。

栗脇橋は、昭和42年5月に架設された延長15.44m、幅員2.5mの農道橋で、架設後46年経過しておりました。また、平成12年度の豪雨により、橋脚の上流側1本にひび割れの被災を受け、コンクリート巻き込みによる補強及び2トン車以上の通行禁止規制にて安全を確保している状況でありました。

昨年度、市内14か所の農道橋耐震調査を実施した際、健全度11.3と極めて悪い診断を受けたため、 対応策として、橋梁架け替え等の新規事業を模索しているところでもありましたが、さきの集中豪雨 により河川断面を上回る水量や多量の流木等で栗脇橋が被災したと思われます。

栗脇橋の復旧につきましては、災害復旧事業対応で国との協議を進めており、現在までに熊本農政局にて事前協議を3回実施しております。

橋への取りつけ農道及び市道が4mですので、本市としては、栗脇橋の幅員は1.5m拡幅した4mで 左岸農地への農耕者用農道橋として対応したいと考えておりますが、災害復旧事業で全幅員4mとし て採択されるか、拡幅部分は災害関連事業になるか協議中であります。

なお、復旧時期につきましては、大規模な工事となることから、次年度への繰越工事になると考えます。

次に、市道永原・市野線の辺川橋付近の舗装剥離箇所につきましては、本年度中に復旧することと しております。

5点目のご質問についてお答えいたします。

我が国の戦後の復旧を支えてきた森林は、住宅建設状況の変化などにより森林整備が進まず、一部においては荒廃が進んできております。そのため、森林の持つ水源涵養などの機能が低下している状況にあり、近年、地球温暖化の影響などによる局地的な豪雨による被害も見受けられます。

現在、山林の雨水排水調査は実施しておりませんが、今後、整備事業の対象となるような箇所がありましたら、県や関係各課で現地を確認し、検討をしてまいります。

次に、2問目の急傾斜地対策についての1点目のご質問にお答えいたします。

急傾斜地崩壊対策事業は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、いわゆる急傾斜地法により、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを目的に、都道府県知事が傾斜度30度以上などの基準をもとに指定した急傾斜地崩壊危険区域に擁壁や排水路を設置し、崩壊を防止するものであります。

本市では、鶴原地区、辺川中地区、白男上地区の事業を完了し、現在、漆上地区の事業を継続中であります。また、本年度、新規に大山地区の測量設計及び工事を実施することとしております。さら

に、提水流地区の事業採択要望を提出しているところであります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

小脇地区背面の山林では、一部を急傾斜地崩壊危険箇所に指定し、治山事業などを導入して崩壊防止に努めているところであります。また、木田山守地区には林地荒廃防止事業を導入しております。 今後、姶良・伊佐地域振興局と連携し、事業導入に向け、調査研究を行ってまいります。

次に、3問目の観光と滝周辺整備についての1点目のご質問にお答えいたします。

龍門滝は平成2年4月8日、日本の滝100選に選定される以前から、加治木地区における観光拠点の1つとして広く親しまれ、選定を契機に龍門滝温泉やトイレ、遊歩道など、年次的な周辺整備を行ってきたところであります。

また、姶良市となってからは、龍門司坂や金山橋の駐車場、高井田用水路の遊歩道や滝展望台から の金山橋方面へ通じる遊歩道の再整備など、観光客はもとより、市民の皆様にも親しまれるよう環境 整備に努めているところであります。

一方、広報・PRにつきましても、散策マップの配付や姶良市観光協会のホームページ、各種観光情報誌などを活用してPRに努めているところであり、今後も積極的な展開を図ってまいります。

今後とも周辺地域の清掃、維持活動など、地域自治会の皆様をはじめ、NPO法人などとの連携を 図り、観光客の増加に努めてまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

市道西別府線沿いの髢滝につきましては、昨年、永原地区で開催した「市長と語る会」において出された「滝が見えるようにしてもらいたい」との要望にお応えしたものであります。この髢滝は、旧加治木町の郷土誌でも記述されており、滝の名前の由来など、観光素材として興味深いものと考えております。

ただ、議員ご指摘のとおり、この滝は道路沿いに位置しており、安全上の配慮も必要であると思われますが、駐車場等の整備につきましては難しいものと考えております。

以上で、答弁を終わります。

〇15番(堂森忠夫君) 要旨ごとに丁寧に答弁いただき、満足な分もありますが、ちょっと足らない ところもあったりしますので、これから2問目の質問をいたします。

まずは前回行われた防災訓練ですけど、この時期において、今までは消防記念とか、そういったので昔はソフトボール大会とかいろいろとありましたけど、今回は防災訓練ということで、非常によかったのではないかなとは思っております。

非常に初めて県全体的なものが行われましたので、国土交通省とか警察とか、ああいったところの 施設を見ることができて、こんなふうになっているのかと驚いたところもあり、この連携ができたの がよかったんじゃないかなと思っております。

地域分野においてはこれからだろうなと、これからどういう取り組みをされるかだと思いますが、 参加されていた方で、「消火器があるんだけど、何年もつだろうかい」というのも聞かれまして、「どっか交換するところないんですか」と言われましたので、今、消防団では消火器の交換を5年置きに取り組んでいる所もありますので、こういった防災訓練をするときに身近な市民を、そこに消火器が切れるのを持ってきて、水でリレーしていらっしゃいましたけど、ああいった中に消火器の訓練も一緒にされたらどうだったかなというものを感じました。 それと、地域においてはなかなか高齢化して、自衛消防団とかあったわけですけども。なかなか最近はそこまでやりきれない。その分野を消防団員が面倒を見ているんですけど、いろいろと地域に入ると消防のホース格納庫という、こういうのがあると思うんですが、辺川地区の何か所かあって、今、これは台風前に倒れないようにロープで縛っている状況ですけど、こういったのを何か、腐れかかって倒れそうになっているんですけど、こういった補修も何か手だてはできないものかと考えているんですが、こういう補修関係においてどんなものでしょうか、お応え願いたいと思います。

〇消防長(黒木俊己君) 格納庫についてお答えいたします。

今仰せの格納庫につきましては、今の質問の中に出ております辺川地区の写真ではないかと思いますが、この格納庫につきましては、旧加治木町時代に自治会で設置をされまして、それに町のほうから町としての補助を行って設置されているものでございます。

ご指摘のとおり、辺川地区に12か所ほど消火栓がございますけども、そこに9か所ほど格納庫が設置をされております。

中身のホース、筒先、そういったものについて使用できる、異常のないものが設置されておるわけでございますけども、格納庫が木製のため大分傷んでおりまして、維持管理等につきましては自治会の所有ということであるわけでございますけども、非常に、初期消火、そういったものを考えますと必要である施設ではないかというなふうに考えておりますので、今後、自治会、そしてまた、地域の消防団を交えまして早急に協議・検討をしてまいりたいというなふうに思います。 以上です。

〇15番(堂森忠夫君) それでは、次行きます。要旨2ですけども、今までこのダムの決壊について の訓練等は行っていなかったということですけど、やはり意識の問題だろうなと思っています、今ま でしなかったというのは。

それと、直接姶良市内の施設でないということもあっただろうと思うんですが、今後協議していくということですけど、やはり、こういうのは「人為的災害」と入れているんですけども、はっきり言って、こんな大量の雨が流れたのは初めてだと、橋が流されるぐらいですから、地域の中では、「ダム操作が悪かったとやたいが」と言う人たちもおいやっわけです。

だから、いつどうしてそういったことが起こるかわかりませんから、やはりこういった訓練を定期 的にやるべきだと思うんです。

そしてまた、こういった施設があるんだから、やっぱりこういうのは義務化しないといけないなと、 定期的に。そうしないと地域の安全は守れないと、私はそう思うんですが、担当のほうではどんな考 えを持っていらっしゃるでしょうか。

○危機管理監(岩爪 隆君) お答えいたします。

先ほど市長の答弁でもございましたように、現在までダムを含む訓練、これは実施したことがありません。今後、議員、今申されましたように、管外、姶良市外のダム自体は施設でございます。そのようなこともございまして、まず霧島市、そしてまた関係機関、こういったところと連携を図りながら実施に向けて検討していきたいと思っております。

なお、毎年この6月の土砂災害全国統一防災訓練、これを毎年やっております。こういった機会を

利用して、ダムを含む、そしてまた、辺川地区を中心にした訓練を実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○15番(堂森忠夫君) ぜひ、前向きに、これは強く取り組んでいただきたいと思います。

次の3点目ですけど、苦しい答弁がしてあるなと、宇曽ノ木川との高低差が10m以上あるので、おいては通行できると、どうでしょうか。上からこの川とこの市道とは平行に大体走っているんです。上から大雨やダムが決壊したとき、それと並行に人間て走るでしょうか。脇道へ逃げると思います。姶良の皆さん、幹部の方は、その条例、ここに載っていればこのとおり行って車に乗って行かれたら、混雑している車と水の速さ、どっちが速いでしょうか。私は水のほうが早いと思います。だから、やっぱり脇道に避難できる道路を整備すべきだと思います。

でなきゃ、この一帯に100世帯以上の住宅があるわけです。東京都の大島町では今、災害で町長は ばたばたしています。災害が起こってからはどうしようもできないです。やっぱりそういったことを 未然に防げる道路を整備するのが首長の役目じゃないですか、どうでしょうか。

〇建設部次長兼土木課長(岩穴口弘行君) お答えいたします。

まず、竹山ダムでございますが、竹山ダムは十三塚の第1の灌漑用水のダムでありまして、洪水を調整するダムではございません。9月の雨におきましてもダムの調整を行って放水をしたというようなことはございませんで、雨が降って、用水吐というのが右岸側のほうにございます。そこからダムにたまった水が流れ出て栗脇橋を流してしまったというふうな形になったんだというふうに推測をしております。

このダムがもし決壊をするというふうなことになる前に、現在でも十三塚の改良区の事務所がダムの横にあります。そこが常に監視をしておりますので、一気にダムが壊れるというふうなことはないというふうに思います。

まず、言われるように川と道路が平行に走っておりますが、まず市野地区におきましては県道を、 それから、旧辺川の農協周辺は市道で西浦地区へ、それから、今指摘を受けています辺川下地区は永 原市野線を利用するような形で道路の整備は進んでいるところでございます。

以上でございます。

○15番(堂森忠夫君) 学校周辺は道風線で上がればいいです。そして、あの辺は山に上がる道路があるから道風線を使い、下の人たちはこっちの左に菖蒲谷に上がる道路があるけど、この整備をする余裕がないから、川と平行になるその市野線を使えというようなことです。それで下の人たちは納得いくでしょうか。

実際に起こったときに、そうするでしょうか。上から水が流れてくるのに、平行に走る人は心理的にいないです。だから、この道路は地域の人たちから来ているんです。あの道路は避難道路として地域の人たちは捉えているわけです。地域の人はそう捉えているのに、行政はそう捉えていない。非常に矛盾しますけど、加治木町時代でそういう話が昔あったんじゃないでしょうか。

ここは避難道路だからというような、私はそこまで調査していませんけど、だけど、これは市としては当然追及していかなきゃならん分野ですので、今後検討をしてください。

次、4点目に入りますが、私は、この橋が流される、もちろん橋の設計的な分野もありますけど、 これは国の怠慢だと思っています、私は。なぜかというと、営林署をなくし、ここから山が荒れてい るわけです。だから、国がこういう制度に持ってきて、こういった災害が起こるような山村地区をつ くっているわけです。だから、国でもってこういった分野に目を向けさせなきゃいけないわけです。

だから、こういった道路づくりとか、そしてまた橋、また、左岸側は狭い橋しかかかっていないわけですので、また災害が起こったら、今度はその災害、工事をするのに仮設道路を引かなきゃならんですよ。そんなことをするより、今このときに4mの道路にして、その大型トラックが入るように道路整備をする、国にやらすりゃいいんです。それぐらい強く言ってください。

でなきゃよくならんです。地域に住む人はいなくなります。いろいろと条件、「来てください、来てください」とやっているけど、地域のそういったインフラを整備しない限りは住む人はいなくなります。幾らでも荒れてまいります。その歯どめを呼びかけているわけです。

それと、前向きには答弁等でありますから、ぜひこれは国にやらしてください。

それと、道路の舗装、剥離の、この件、これは地域から「あん道路は一気にせんかよ、ないごてしやならんとよ」と、このように来ます。そして、私たちは「こえなこめこちゃ言うごちゃねえがやよ」と言いたいです。だけど言わなきゃならないわけです。どこかに何かが足らないわけです。

やはり、今の消費者センターを見てください。細かいことでも今は対応をするようになっています。 これだって告知板を出せばいいじゃないですか。 通行できない理由を。それを掲げりゃ地域の人はわかります。 議員なんかも、そこまではせんで、皆さんはそう思っているでしょ、管理側の人は。

だけど、告知板をそこに出すことに対して市民は納得して文句も言わなくなっていい地域づくりができると思うんですが、そういった告知板はできないんですか。

〇建設部次長兼土木課長(岩穴口弘行君) 9月にこの舗装が剥離したんですけども、それをずっと放っておいたということではございませんで、現在、見積もりを徴集するんですけれども、見積もりを 徴集するときも、実際係のほうで積算をして、見積もりと整合性をとるというふうな形をとっております。

どうしても設計よりも見積もりのほうが高く出てくるものですから、なかなか補修のほうにかかれてない状況ですけれども、早急に復旧のほうは行いたいというふうに思っておりますので、もうしばらく我慢していただければというふうに思います。よろしくお願いします。

〇15番(堂森忠夫君) 皆さんは頭がいいんだから、予告板をもうちょっと市民に納得するような言葉をつくって、看板を、災害が起こった時点で、そういう対応を今後すべきだと思いますので、検討してください。

次の5点目です。この地域においてはいろいろと工事もなされているんですけども、やはりどうしても住宅が川沿いに平行してあるもんですから、山からの雨水があちこちで出ています。家の下からも出ております。常に出ております。それで、これが大きな大雨になると、木戸口は通らならんごっなっです。そんな状況の所がたくさんあります。市野地区においても。そして、この間の災害でも田んぼが山からの水で崩れた所もあります。

こういった細かいところもこれから整備していかないと、この地域に将来住む人がいなくなる。それを住むようにすることが町場の人たちもいいわけです。山を守ることが海を守ることになるわけで

すから、皆さんの命の水を守ることになるわけですから、そういったところに今まで目を向けてこなかったから、ああいった橋が崩壊するわけですから、やはり、これから思い切った条例改正もすべきだなと。

市外から引っ越してきた方に対してはお金を出しますよとどこもやっているけど、だけど、やっぱり山村地区に住む人たち、町場におって跡継ぎを帰せるような、そういった木戸口をよかふっすっ条例整備をつくらないかんと、それが津々浦々まで内需拡大し、姶良市が魅力ある姶良市につながっていくと思います。そういった行政感覚でいけばそれはできないです。できないところを変えていくのがトップだから。

そしてまた、今を見るんじゃなくて、先を見ないといかんです。先を見れば、そういったところを 改善していく。今、辺川でも測量のほうも赤旗が立っていますけど、あの赤旗は何でしょうか。道路 沿いに、側溝の、測量中なんですか。

- **〇建設部次長兼土木課長(岩穴口弘行君)** 災害を申請した箇所だと思います。
- **〇15番(堂森忠夫君)** 非常にたくさん出ておりますけど、あれがやっぱり整備されるように努力していただきたいなと思っております。今ここで幾ら述べても、今すぐに改善できることではありませんが、そういう分野について思い切った改善を望みたいと思います。

それでは、次の急傾斜地に入りたいと思いますが、急傾斜地、計画的に進められておりますので、 もうちょっとこれ、今、大山地区で測量が始まる。3町合併して、1年の中で3か所ぐらいあっても いいんじゃないかなと思うんですが、それからいきゃ工事数が少ないなと思っているんですが、その 辺はやっぱり県の指導であるんでしょうか、どうなんでしょう。

〇建設部長(蔵町芳郎君) お答えいたします。

新市になりまして今工事をしている箇所を市長のほうでご答弁いたしましたが、急傾斜地域につきましては、姶良市におきまして304か所の急傾斜地の箇所がございます。その中で、要整備箇所が31か所、現在整備済みが12か所というような結果が24年度で出ておりますが、このようなことから、姶良市におきましてもこういう数でございます。

県下におきましてはまだ相当数の数があるということで、事業実施につきましては、姶良市におきましても毎年やっておりますので、進捗といたしましてはこのようなスピードではないかと考えております。

〇15番(堂森忠夫君) 県においては本当多い地域だと思いますが、やはり取り組みの姿勢だと思います。

合併したわけですので、3か所ぐらいあってもいいなと思っていますので、そういった努力もしていただきたいと思いますが、今回は、ここで上げているのは、一般質問の中で高岡周辺の市有地の開発を何人かの議員も一般質問で上げているわけですけど、あそこを開発するには、やはり並行作業で裾部のこの急傾斜工事、排水、これは並行に動いていかないといけないと思うんです。

でないと、やはり上からの公園周辺、雨水の、梅雨時期には上からの雨がすごい滝のように流れる 箇所もあるわけです。 だから、そういった雨水排水関係と平行に下の部分の急傾斜、この工事をやって、上のほうも一緒 に開けると思うんですが、その辺は企画課サイドじゃ全然検討していないんですか、どうなんですか。

○企画部長(川原卓郎君) お答えいたします。

議員仰せのとおり、上のほうの土地を開発するとなりますと、当然水処理については重要な問題で ございますので、そういった開発が出た折には十分検討をしていく必要があると思っております。

- **〇15番(堂森忠夫君)** 「開発が出たときには十分検討いたします」、その時は遅いです。事前に市の土地があるわけだから、それを利用するのに計画的にのせていかないといけないです。出てからじゃ遅いから、やはりそれを想定して進めるという考えるべきだと思いますが。
- **○企画部長(川原卓郎君)** 現時点では、その用途と申しますか、どういうふうに利用するかという、 そういった開発規模によっても変わってくると思われますので、今申し上げたようなことでございま す。
- **〇15番(堂森忠夫君)** 小脇の一部分に私も調査してきました。一部分にして、この急傾斜の工事が してある所があるんです。

だけど、やはりこれからの先を考えれば、それだけでは不十分だなと、地域からも雨水対策を、排水対策をという声がある中で述べておりますので、ですので、やはりあそこを、高岡公園周辺、開発する方向で並行に下の小脇地区のあの一帯の整備をしていくと、排水関係、していくことを念頭に置きながら整備を進めていただきたいと思います。

まだ時間が十分ありますので、私は次の観光と滝周辺について議論したいと思います。

滝100選になったのが平成2年ですけど、その前から龍門の滝は市民に親しまれているわけですけ ど、これから日本の経済は、私はそんなに明るい材料はないと思うんです。それをこれからいろいろ つくっていかなきゃならないんじゃないかな。

それにはやっぱりサービス分野、観光分野に力を入れて雇用の場を確保し、また、いろいろと団塊の世代が高齢化していく、そうすると、来年はまた議員も改選されてやめていかれる方もおりますけど、やめたら、やがてはやっぱり介護施設にお世話になる方向に近づいてきます。そういかないように頑張るために、今、やっぱり方向性を変えていかないとならないと思います。

ですので、そうしてみんなが施設に行くと、施設も足らなくなる。介護施設も恐らく。そしてまた、介護施設だけにお金を十分かけとったら、これは大変なことになります。もたないです、行政は。

ですから、いろんな分野で、私のおふくろも介護のお世話になっておりますが、要支援の方が月に 4万9,700円、要支援 2 で10万4,000円、要介護 1 で16万5,800円です。要介護 2、19万4,800円、1 に毎月要るわけです。すごいお金です。

ですので、やはりこの軽い、うちのおふくろは痴呆が入っています。10分置きに同じことを言いますけど、体は健康です。この間、永原でバザーがありましたけど、私を送って、帰りは歩いて帰りました。だから、いろんな催しがあればまだ行ける人たちはおるわけです、この介護を使っている人でも。

だから、みんながみんなを介護施設に入れ込むんじゃなくして、観光開発をして、そちらにそうい

った軽い人たちを連れていく、昼飯を食べさせてでも連れて行ったほうが安く上がります、この金額 からいけば。

だから、田舎の、町場の人は農業体験がないんだから、畑に連れて行ったり、つくっていると、そこで100円で野菜を買わせたり、そのほうが健康的におれると思います。そして、今、循環バスとか通っています。あれに観光、いっぱいお客さんを乗せて、今走っている道路を走れば、地域の人たちはまだ元気が出ます。

だから、やはりここはちょっと、市長、これから国も変わると思います、この介護に関しては。ですので、目の向け方をそちらに向けて、少しでも楽しませながら元気に過ごせる、そういった介護施設を目指していただきたいなと思っています。

この間、永原で介護は載っていませんが、観光で言っているんです。ちょっと、議長、うるさいで すので、制止をお願いします。

この間、蒲生の韓国の踊りを取り組んでいるグループが来ました。こういったのも観光に結びつけばいいです。そうすれば、こういった踊っている人、サークルも元気が出ます。だから、こういった小さな活動をしている人たちを結びつければ、NPOとか、そういう人の世話役で結びつけていけば、お金がかからない施設でできると思います。

そしてまた、NPOの団体です。森の体験教室とか、こういったのを取り組んでいらっしゃる方たちもおりますので、そういったものをうまく使い取り組んでいただければと思いますが、まだ時間はちょっとありますので、いろいろと観光においてはそうして広げてもらいたいなと思っています。

そして、またうまいもんフェスタが開かれますけど、私も担当課に行って、食券1,000円で買いましたけど、こういったイベントもどんどん観光に結びつけて取り組んでいけば、活気ある姶良市が生まれると思うんですが、イベント観光。

それと、今まで高岡公園に行くと、物品販売とか、そういったことはできないとか、お役所感覚でいけばそうでしょうけど、これからこの時代になってきたら、そういったところも大いに利用して、市民が元気が出る、そういったイベント観光も目指して、活気ある姶良市をつくったらどうかと思うんですが、市長、どうでしょうか。

〇企画部次長兼商工観光課長(久保博文君) お答えいたします。

ただいま姶良市の観光振興に対してのいろいろな視点からの示唆をいただきました。

私どももただいま観光基本計画の策定を進めているところでございますけれども、いわゆる高齢者の皆様に対する市内に在住の方を含めて、どうするのかというようなこと等を含めまして検討をしているところでございますけれども、議員仰せのとおり、姶良市にはいろいろな観光の素材がございます。それらの点を線で結んで、振興につなげたいと考えておりますので、そのようなところを含めまして、今後とも姶良市の観光振興のために努力をしてまいりたいというふうに考えております。

〇15番(堂森忠夫君) ぜひ、今までないものをつくり上げていかないと活性化しませんので、よそでは開聞岳の、向こうのほうではオールドカー、車の、高尾野、出水のほうでも商工会、市と全体が連携して実行委員会をつくって車のイベントをやったり。姶良市も須崎のあそこには広い土地があります。そういったもの、あるものを生かせば人は寄ってくると思います。どうでしょうか。

〇企画部次長兼商工観光課長(久保博文君) お答えいたします。

ただいま高尾野で開かれている車、オールドカーとかいうようなことがございましたけれども、来年の春、4、5月にある団体が開きたいということで、ただいま調整を図っているというところでございます。

以上です。

〇15番(堂森忠夫君) 議会と執行部との懇親会で、人を集めるにはといろいろ皆さんに質問をしたことがある。「4月は何もなかんさいな」と、4月はないということは、県外どこの市町村も異動で忙しいから、イベントしていないと思います。だから、人がしていないところをやれば人が寄ってくる。来年は4月は選挙で忙しいですけど。だけど、4年に1回ですから頑張ってください。

それでは、まだ5分ありますので、最後の2問目に、西別府からのこの、私もあの道路を毎日通るんですが、この滝の名所、髢滝、毎日見ているとすばらしいという感覚は、はっきり言ってないわけです。ないのを、やっぱりそこに目を向ける、これからはそこは大事かなと。

大事なんだけど、今の状態で中途半端にするんやったらしないほうがいいです。なぜかというと、 交通事故が起こります、必ず今の状態だったら。だから、プランは黙っているわけいかないなと思っ て出しているわけです。

やはり。中途半端じゃなくして、やるんだったら徹底してやっていただいて、ここを明るくして、 介護の立派な病院の施設をふやすんじゃなくして、観光でここに施設をつくって、人を呼び込む。そ ういったふうにすれば元気が出ると思うんです。

あの周辺は杉山がありますけど、あれも買って、あそこを。駐車場がなかったら、鉄骨は下から上げればどうでもできますから、そういった思い切ってやって、明るくして人を呼び込み、元気な姶良市。それができると思うんです、姶良市は。そういった夢は、市長はないですか。

○企画部次長兼商工観光課長(久保博文君) お答えをいたします。

ただいまの髢滝につきましては、十分議員もご承知のとおり、付近の地形等にも詳細、ご存じだろうと思っておりますけれども、滝と道路との間隔と申しますか、非常に近接しておりまして、先ほど市長が答弁しましたとおり、いわゆる市長と語る会で出た要望によって、とりあえずと申しますか、見える状態にしようということで、木を開いたところでございまして、反対側の道路斜面と申しますか、急傾斜になっておりまして、そこを下から用地確保というような意味で造成するというようなことは非常に難しいものというふうに捉え、考えております。

○15番(堂森忠夫君) 難しい、難しいとおったら、何もよかならんです。だから、難しいところを どうすればよくなるかという方法を考えればいいじゃないですか。NPOとうまく連携して、地権者 と連携して、あの杉をくすの湯のボイラーの燃料に使い、そして花畑にし、何かきのうは桜と梅を植 えられたと出ていました。下のほうにはそういう花を植えて、駐車場を確保すれば、すごく魅力ある 地域になるんじゃないですか、どうでしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長(久保博文君) お答えをいたします。

議員、ただいま非常にすばらしい提案でございますけれども、加治木地区には、ほかにも100選に、

先ほども出ております滝、100選に選ばれている龍門滝という大きな観光素材もございます。それらを含めまして、いわゆるプライオリティーと申しますか、その辺等を考慮しながら今後検討をしていきたいと、このように、失礼します。

○議長(玉利道満君) これで、堂森忠夫議員の一般質問を終わります。

次に、14番、河東律子議員の発言を許します。

〇14番(河東律子君) 登 壇

おはようございます。本日の2番目に質問いたします河東です。急に寒くなりましたが、早朝より 傍聴にいらっしゃった皆さん、本当にありがとうございます。

早速質問に入りますが、私は、次の3点について質問いたします。1点目が、在宅介護支援について、2点目、空き家対策について、3点目、教育問題についてでございます。

まず、1点目の在宅介護支援について。

近年、認知症の方々への支援、対応の充実が課題となってきております背景には、高齢化社会に伴う認知症を患う人の増加があります。本市においては、旧町時代から認知症対策に積極的に取り組みがなされております。

しかし、認知症を患う人は予想を上回る数を示しております。2003年に行われた推計では、2020年以降まで認知症の人は300万人を超えることはないだろうと考えられていましたが、実際は2002年149万人、2010年305万人、2025年には470万人に達するのではという推計がなされております。

認知症につきましては、早期発見をし対応をすれば、進行を遅らせ、在宅での生活も可能であると 言われております。国が進める認知症施策5か年計画(オレンジプラン)では、ケアの中心を施設か ら在宅への転換を示しております。

質問に入ります。認知症対策では、軽度認知症 (MCI) 高齢者の早期発見対応が重要と考えます。 本市での対応はどのように進めていますか。また、今後どのように進めたいと考えていますか。

2番目、認知症初期集中支援のモデル事業が始まっています。看護師や保健師、医師等が協力した チームを組んで、家庭訪問をし、アドバイスをしていくということです。これは大変重要な事業だと 思いますが、本市でもそのような事業を行ったらいかがですか。

3番目、家庭での介護は、物・心身ともに大変負担が大きいと言えます。介護支援は十分と考えていますか。特に男性介護者の支援はどのように行っていますか。

2点目は空き家対策です。

本市の空き家対策の実態調査の報告書でも、かなりの空き家があり、地域環境にも大きな影響を及ぼしていることがわかります。空き家対策を進める上で次の点を提案いたします。

1番目、空き家の適正な管理を行うため、空き家条例をつくったらどうですか。

2番目に、空き家調査でも多様な要望が出されています。それらに速やかに対応するためにも、ワンストップの窓口をつくったらどうですか。

3番目は教育問題です。

鹿児島県の教育委員会は、全国学力学習状況調査の結果、中学生が全国平均を下回ることから、学力向上の取り組みを見直すことを始めました。特に応用力が弱いという結果が出ています。

県教委は、10月22日、公立学校の臨時学力向上対策校長研修会を開いています。全国学力テストで

は、国語と数学で、基礎力と応用力では2年連続で全国を下回った。応用力が弱い傾向は、13年度の 高校入試でもその傾向が出ていることが報告されています。応用力を見るB問題では、子どもに身に つけてほしい思考力、判断力、表現力を見るための設問とのことです。

質問いたします。本市の国語・算数、中学校は数学ですが、傾向はどのようですかお知らせください。

2番目、本市で特に力を入れている学力向上の取り組みについて示してください。

3番目、学習規律、生活規律の充実を図ることで学力が向上すると言われます。学習規律・生活規律と学力の関係をどのように考えていますか。

4番目、文科省は、来年度の全国、これ「学習」と書いておりますが、「学力テスト」の誤りです、 修正してください。全国学力テストから学習別成績を、市町村教育委員会の判断で公表できるように するということです。成績の公表について、どのように考えますか。

〇市長(笹山義弘君) 登 壇

河東議員のご質問にお答えいたします。

以上です。

ご質問のうち、3問目の教育問題についてのご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いた します。

1問目の在宅介護支援についての1点目のご質問にお答えいたします。

市では、市報や健康教室などで認知症についての広報に努めており、市民からの相談には、主治医や専門的研修を終了された認知症サポート医、物忘れの相談ができる医師などの関係機関と連携を図りながら対応をしております。

また、家族などの相談に応じて、認知症の診断や入院先の紹介など、医療や介護との連携を図るため、県においては7病院を認知症疾患医療センターに指定しており、姶良地区内では湧水町の栗野病院が指定されております。

また、地域における認知症高齢者を早期に発見し、適切な対応がとれる体制の構築のため、市地域 包括支援センターで取り組んでおります、認知症サポーターの養成や認知症高齢者徘徊模擬訓練等の 事業をさらに充実させることにより、認知症への理解・サポートをしていただく市民をふやしていき たいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

認知症高齢者等にたいして、早期、あるいは事前の支援体制を構築することを目的とした認知症初期集中支援チーム設置促進モデル事業は、平成25年度から全国14市区町において事業が展開されているところであります。

国においては、このモデル事業の実施状況を検証した上で、事業の制度化について検討をすること としておりますので、本市としては、その結果をもとに検討をしたいと考えております。

現在、本市における認知症高齢者等に対する支援策としましては、1点目のご質問にもお答えしましたように、認知症高齢者徘徊SOSネットワーク事業、認知症サポーター養成講座等の認知症の人を地域で支援するための各種の事業に取り組んでいるところであります。

さらに今後は、認知症高齢者の意思が尊重され、支援が必要となっても、できる限り住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるように、認知症の生活機能障害に応じた適切なサービス提供

について、事前の支援プランの作成を推進する予定としております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

在宅での介護は、物資や心身にかかる負担が大きいことは十分認識しているところであり、その経済的負担を軽減するための支援策として、現在、紙おむつ給付券の交付を行っております。

また、特に男性介護者を対象とした事業ではありませんが、介護者同士の悩みを語り合い、あわせて介護技術の向上や、介護における気分転換を図り、さらなる介護への意欲を持ってもらうことを目的に、家族介護者交流事業を実施しているところであります。

今後とも高齢者の方々が、住みなれた地域でいつまでも元気で暮らしていけるように、各種の福祉サービスの充実を図り、その人らしい生活を継続できるように支援してまいります。

次に、2問目の空き家対策についての1点目のご質問にお答えいたします。

昨年実施した空き家調査は、近年、本市においても年々増加傾向にある空き家の実態調査及び空き家の所有者に対する意向アンケート調査を実施し、空き家を地域の素材として活用、または撤去する政策づくりの基礎資料とすることを目的として行ったところであります。

そのうち、使用できる空き家については、空き家バンク制度を通じて、空き家の有効活用と定住促進による地域活性化を図ることとしております。

ご質問の空き家条例の制定につきましては、管理不十分な空き家について、市が所有者に助言、指導及び命令を行うなど、有効な手段と考えております。

なお、今臨時国会に空き家対策推進特別措置法案の提出が予定されているとの情報もありますので、 この法案の成立を待って検討をしていきたいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

議員ご指摘のワンストップ窓口については、市民サービス向上の1つの有効な手段であると考えます。しかし、空き家に対する相談、要望及び苦情等はさまざまであり、空き家の衛生管理をはじめ、防災、防犯、定住促進など、広範囲にわたることから、庁内関係部局において今まで以上に横断的な連携を強化し、的確な対応に努めてまいります。

○教育長(小倉寛恒君) 3問目の教育問題についての1点目のご質問にお答えいたします。

全国学力学習状況調査は、小学校・中学校ともに国語・算数(数学)の2教科で行われ、それぞれの教科で知識を問うA問題と、知識を活用することができるかを問うB問題に分かれています。本市の小学校・中学校の結果は、小学校では国語・算数ともにA問題については県平均、全国平均を上回っております。中学校においても、国語・数学ともにA問題については県平均を上回り、国語については全国平均も上回っております。

また、B問題についても、小・中学校ともに国語・算数(数学)の両方において県平均を上回り、 全国平均とはほぼ同程度となっております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

本市の学力向上の取り組みとしては、学力向上アクションプラン推進事業を進めております。本事業は、中学校区をブロックとして、小・中学校一体となった学力向上の取り組みを行っており、具体的な取り組みとして、学習の構えの確立、学習環境の整備、家庭学習の習慣化を共通実践事項に設定し、9年間を見通した取り組みを推進しております。

また、市内の教員の指導力向上を目指した指導力向上セミナーの実施や、研究指定校による研究実

践などに取り組んでおります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

本市の学力向上の共通実践事項として、学習の構えの確立、学習環境の整備、家庭学習の習慣化 の3つを上げております。

学習の構えの確立や学習環境の整備は、学習に取り組む心構えにかかわる部分であり、心を静思して始業を待つ、発問・発表時のしつけの徹底、教室内の整理整頓をするなどで、落ち着いた心や環境の中で学習に取り組むことにより、学習への集中が促され、学習意欲に結びついていくものと考えております。

また、家庭学習の習慣化は、基本的な生活習慣の確立にもつながるものであり、この3つの約束事を高めていくことにより、学力向上と生活指導の一体的向上が図られていくものと考えます。

4点目のご質問についてお答えいたします。

10月22日に新聞等で報じられたとおり、全国学力・学習状況調査の学校別の結果発表については、現在、文部科学省及び有識者による専門者会議において、平成26年度から市町村教委の判断で公表できる方向で検討が始められております。

全国学力・学習状況調査は、全国的な児童・生徒の学力や学習状況の把握・分析から、教育施策の成果と課題を検証することや、学校における学習指導の充実や学習状況の改善に役立てることを目的にしております。

全国的な調査結果については、その分析から新たな施策の展開へと結びついていくものと考えます し、また、それぞれの学校においては、学校の調査結果をさまざまな観点から分析し、今後の学習指 導や学校における学力向上の取り組みにどのように生かすかということに資すると考えます。

したがって、現在でも各学校の校長には調査結果を踏まえた学力向上の取り組みを具体化させたり、 また、学校の状況や具体的な取り組みについて保護者へ説明したりするための微表として、学校別の 調査結果の一覧を知らせているところです。

以上で、答弁を終わります。

〇14番(河東律子君) それでは、1点目から再度質問をいたしたいと思います。

厚労省が介護保険の要介護認定をもとに、認知症の人を高齢者の9.5%と推定しております。しかし、 認知症になっても日常生活が自立している、あるいは介護保険を利用していない人も多いと見られて おります。

まず、質問いたしますが、姶良市の介護保険利用者のうち、認知症の人は何人いらっしゃいますか。 また、介護保険を利用しない人で認知症の人がどれくらいおられると推計しておりますか、お願いします。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長(諏訪脇 裕君) お答えいたします。

介護保険の認定を受けた方で、これは認知症の高齢者の判定基準で、日常生活自立度という基準が ございますが、これで何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立とされて いるという方が、この基準では自立度1という基準になりますが、この方を含めた方では、これはす みません。本年の8月1日現在で2,781人、高齢者人口の13.7%の割合となっております。

この方々は、ほぼ自立ですので、ある程度認定のほうを受けられても、サービスというか、その辺

はあまり使っていらっしゃらないというような形になっているのではないかと考えております。

それから、そのもう1つ上の段階で日常生活2Aというのがございますが、これは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できるという方でございますが、この方々がほぼ介護のサービスに使っていらっしゃると思われますが、この方が2,206人となりますので、大体軽度の方というか、これ、先ほどご質問にもありましたけど、介護保険の認定を受けている方の中では、軽度の方は8月1日現在で575人いらっしゃると思います。それから、認定を受けてない方と申し上げますと、その部分については、私ども福祉サイドでは把握していないところでございます。

以上でございます。

〇14番(河東律子君) 自立できる軽度の方もかなりいらっしゃるわけですけれども、やはり、認知 症というのは、誰かがわかるようになったときには中程度だよと言われるわけです。

それ以前、結局何十年もかけて認知症になっていくという経緯もあるわけですけれども、とにかくいかにして初期の段階といいますか、微妙なところというので認知症というのを発見していくということが大事なことではないかと思っております。

回答の中で、「主治医や専門的研修を終了された認知サポーター医、物忘れの相談ができる医師などとの関係機関を連携を図りながら対応をしております」と書いてありますので、既に対応をされているんだと思います。

私も健康づくりについてはずっと前から質問をしておりますが、なかなかこの認知症については、福祉の部門からの答弁はございますけれども、医療のほうからという答弁はいただいていないところで、例えばこの認知サポーター医とか、物忘れの相談ができる医師、これは「できる医師」ですから、何か研修を受けられた方で、この方ならそうだよというようなことになっているのかどうか、そのあたりのところをもう少し詳しくお知らせください。

○市民生活部長(仮屋隆夫君) 医療サイドということでございます。認知症のサポート医、これは姶良市内に5か所ございます。県内には90か所ということでございますが、姶良市内には5か所。それから、物忘れの相談ができる医師、これが姶良市内に14名のドクターがいらっしゃいます。

それぞれ、事例でございますけれども、今把握しておりますのが、いわゆる包括支援センターを通して案内を受けて相談をされている事例が、平成24年度が5例、それから、25年度が2例ということで、まだ少ないんですけれども、ただ、このほかにそれぞれ家族、あるいは地域で独自で判断されて相談されていらっしゃる方も相当いらっしゃるのではないかというふうに思います。

議員がおっしゃるように、早期診断・早期発見、これが医療サイドで非常に重要なことでありまして、いわゆるかかりつけ医、姶良市内にいるかかりつけ医に相談できる窓口の体制を充実させるという意味で、この2つのサポート医、かかりつけ医制が設置されたというふうに考えております。 以上でございます。

○14番(河東律子君) 私も、いろんな病気、例えば風邪引いたからちょっと先生の所に行ってみようとか、いわゆるかかりつけ医というのがとっても大事だと思うんですけれども、風邪引いたとか、ちょっと熱があるよというときのかかりつけ医というのは、市民たくさん持っていると思うんです。

ところが、この認知症について、今、姶良市で5か所ということでしたけれども、これは、全ての 先生方と言ったら語弊がありますけど、特に内科医とか、そういう先生方については、専門的な研修 を受ける、受けないにはかかわらず、かなりの先生方が対応していただける、気軽に住民が、「先生、 実は親がこうこう」、自分がというのはなかなか難しいんですけれども、「連れ合いがどうこう」と いうことを気軽に相談ができるような、そういった体制というのが私はやはり身近なところで必要だ と思うんですけれども。

認知症についていろんな、市内に病院がたくさん、先生方もいらっしゃるんですけども、そのようなことについての勉強会とか研修とかというのは今までなされたことがあるのかお伺いします。

- ○市民生活部長(仮屋隆夫君) 医療機関の研修等につきましては、特に姶良地区医療協議会という組織がございまして、この中で年2回、今、事務局は姶良市が持っているんですけれども、その中で地域医療に関することのみならず、痴呆に関すること、特に地域包括支援システムとか、そういう医療全般にかかる痴呆を含めた対応の研修、そういうものについては実施をしております。以上でございます。
- **〇14番(河東律子君)** だんだん先生方もそういったものの認識というのは、私たち一般人よりも持っていらっしゃると思うんですけれども、やはりそういったものを充実していただくということの呼びかけといいますか、市からのお願いとか、そういったものも必要ではないかなと思います。

答弁書の中に、7か所の認知症疾患医療センターがあり、姶良では湧水町の栗野病院が指定されているということなんですけれども、もう一度この7か所についてお知らせくださいますか。

- ○市民生活部長(仮屋隆夫君) 認知症の疾患医療センターにつきましては、いわゆるオレンジプランに基づいた病院でございますが、具体的には谷山病院、これは鹿児島市です。それから、霧島市の隼人町にある松下病院、それから宮之城病院、それから栗野病院、それから、本年の10月1日に新たに3病院を指定しておりますけれども、枕崎にありますウエルフェア九州病院、それから、出水市の荘記念病院、それから、奄美市の奄美病院、以上7つの病院でございます。以上でございます。
- **〇14番(河東律子君)** 身近な所で湧水町の栗野病院が指定されておるわけですけれども、霧島市にある松下病院というのも近い所にあるわけですが、これらは指定病院であってもいろんな方を受け付けるということになろうかと思うんですけれども、そういう解釈でいいのかどうか。

これは、霧島の松下病院の保健福祉士の方のことが新聞に載っていたんですけれども、相談の中で一番多かったのが、暴力や徘徊など、家族で面倒が見られないほど病状が悪化したので、入院させてもらいたいというような相談が一番多いと。ですから、もっと早くに相談をしていただければ、そして治療に入れば、日常生活も営む方がもっとできているはずだというような、これは相談を受けた方の感想なんですけれども。

やはり、なかなか、手に負えなくなったからどこかに、そうしますと、精神病院とかいろんなところとの兼ね合いというのも出てくるんですけれども、やはり、さっきから申しておりますように、早目に発見して、早目に対応をしていくということが一番大事だろうと思うんです。

早目に発見していくんだ、家族が、ちょっと変だなとか、あるいは例えば夫婦間で一方が変だなと か思う。ところが、私たち日本人、世界でもどうかわかりませんけれども、昔は認知症の方を、あた いげんばあちゃんはぼけやったという形で、あまりいい表現はしていないわけです。

でも、今は認知症というのは、誰でもかかり得る、高齢になったら、100%とは言いませんけれども、70%、80%の人がなり得る一種の病気だということで市民全体が捉えていけば、やはり、病気であれば早期発見、早期対応、早期治療ということになるわけです。

そうしますと、一人ひとり、家族たちを含めて、どう早期、ちょっと変だと思ったらすぐに対応する、包括支援センターに相談する、あるいはそういった病院に相談していくというその辺の認識を市民一人ひとりがどうもっていくかということが早期発見等に私はつながっていくと考えるんですが、その辺のところはいかがお考えでしょうか。

○市民生活部長(仮屋隆夫君) まず、医療センターの役割でございますけれども、認知症対策の中核的役割を担う施設でございます。この医療センターは、初期対応、それから急性期対応、それぞれいるんなレベルの方々が相談に来られると思いますが、初期対応、急性期対応、それぞれ対応ができるという体制であるというふうに聞いております。

それから、議員がおっしゃる市民全体で気づくというような体制についてどう思うかということで ございますが、まず、健康増進課としましては、答弁にありますように、いわゆる健康教室、これが 認知症予防、または認知症の予防につながる健康教育ということで実施をしております。

それぞれ実績としましては年間に50回、参加者が約1,000名でございますけれども、対象者としては、自治会、あるいは老人クラブ、生き生きサロンとか、いろんな各種団体の方々へ、認知症とはとか、あるいは認知症に対する対応、そういうことについての普及啓発をしているということでございます。

以上でございます。

○14番(河東律子君) 認知症に対する意識の啓発とか、そういったことでいろいろ対応をされておるようですが、認知サポーター講習会というのがまず旧姶良町時代からの行われていて、かなりの方がサポーターの認定といいますか、オレンジリング、あれを持っていらっしゃるかと思うんですけれども、新市になりましても、このサポーター講習会というのは行われているんですが。

今あったこの健康教室に出られた方もサポーター講習会みたいな、あなた認知症に対して勉強したんですよというオレンジリングを差し上げるというか、持ってもらうというような、そういったことではないのか、もらえるのか、もらえるちゃおかしいですね。あるいはサポーターとしての講習会を受けた方のみにこのオレンジリングがあるのか、その辺をお知らせください。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長(諏訪脇 裕君) お答えいたします。

認知症サポーターにつきましては、何か特別なことを行っていただくものではなく、認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらい、その上で、自分のできる範囲で活動をしていただくという方でございます。

現在までの市のサポーターの数につきましては、合併時に1,085人いらっしゃいました。それが24年度末で2,248人となっておりまして、本年度につきましても現在、20回実施して642人の方になっ

ていただき、合わせて2,890人の方が今、認知症サポーターということで活動をしていただいております。

先ほど健康教室でのお話でしたが、これは、一応認知症のサポーターの養成講座の決まりとして、 キャラバンメイトという講師役がございます。そのキャラバンメイトが講演をしたら、その部分でサ ポーターの養成という形になりますので、今後、保健部門とも連携をとって、そのような形ができる かどうか検討をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○14番(河東律子君) いろいろな対応がなされており、私も姶良の場合は先進地だなというのを感じているところなんですけれども、国が認知症施策推進の5か年計画、いわゆるオレンジプラン、これはここに輪っかをはめるオレンジのリング、それからついたオレンジプランだそうですけれども、いろんな事業を展開しようとしておりまして、平成25年度、6年度、各市町村において認知症ケアパスの作成を推進する。

また、27年度以降は介護保険事業計画、これを市町村に反映させるというような、オレンジプランの中ではそのようになっております。今現在、25年度が終わろうと、4分の3過ぎようとしておるわけですが、この認知症ケアパスの作成は今どのようなふうに進んでいるのかお知らせください。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長(諏訪脇 裕君) お答えいたします。

市長の答弁にありましたように、認知症の標準的なケアパスといいましょうか、支援プランでございますが、それにつきましては、国のオレンジプランの中で25年度から29年度までのオレンジプランの中で、25年度、26年度、各市町村において認知症ケアパスの作成を推進ということで位置づけられているところでございます。

本市の状況でございますが、現在、来年度からこの認知症ケアパスに取り組むということで現在準備を進めている段階でございます。

以上でございます。

- **〇14番(河東律子君)** 来年度から取り組まれるということですが、どのようなものをどのような形でしていこうという大まかな計画というのは立っているのかなと思うんですけども、概略でよろしいですので、その辺をお知らせください。
- ○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長(諏訪脇 裕君) 今のところ、大まかでございますが、まず、このケアパスの作成検討委員会というのを組織して、地域における認知症の高齢者の人数等の実態調査や、認知症関連のサービスの現状を把握して、このケアパスの作成につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○14番(河東律子君) オレンジプランを見ますと、いろんな、特に医師とのかかわりというような何かが出てくるんですけれども、例えば、かかりつけ医認知症対応力向上研修会とか、認知症サポート医研修、そういったところ、それから、先ほど言いました認知症の初期集中支援チーム、早期診断

等を担う医師・機関等の数の整備とか、それから、また支える方としまして、市民側、住民側の認知症サポーター、先ほど出てきましたけれども、あるいは認知症地域支援推進員、そういったもの等、いろいろな、今まであまり推進されなかったようなことを推進するような形で進められているわけですけれども。

やはり、このようなオレンジプランに盛られたようなことも含めて、市のこのケアパスのプランといいますか、これの中には盛り込まれていくんですか。

〇福祉部次長兼長寿・障害福祉課長(諏訪脇 裕君) お答えいたします。

今、議員のほうからございましたご指摘の関係でございますが、そこにつきましては、今の介護保険が26年度までの第5期介護保険事業計画でございます。

27年度からの新しい第6期の介護保険事業計画が始まりますので、それに合わせるということで、 今ご質問いただいたいろいろな事業について取り組む予定としておりまして、26年度にそのあたりの ことにつきまして、事業計画を策定する中で検討をしていきたいというふうに考えております。 以上でございます。

○14番(河東律子君) それでは、次に入ります。次と言いましても介護のことですけれども、軽度ですよとか、いろんな初期の診断を受けるとかというのが充実してきますと、やはり、そういったのを受けた家族とか本人とかというのが、後の対応をどうしたらいいんだろうかとかというので大変悩んだり、どこに相談に行ったらいいんだろうと思う方がふえてくるんじゃないかと思うんですけれども。

これもオレンジプランの中でもうたわれていますけれども、オレンジカフェ、気軽に集って、そしていろいろお話をするという、そういったようなものを今も既に進めているまち等もあるわけです。 オレンジプランの中でもそれを支援・推進していくというようなことはうたわれているんですけれども、北海道の栗山町ですが、ここでは福祉協議会がケアラーズほほえみという認知症カフェを運営しているわけです。診断直後や初期の認知症で介護保険を利用していない人などが集まって相談をできる、そういった取り組みをしているわけです。

後の方、私、介護支援のサポートのことであとお尋ねをしておりましたけれども、それは認知症に限らず、介護について相談ができるのを市では実際行っておられるわけですけれども、こういったような日常的に集える、いわゆるカフェというのはコーヒーを飲んだり、お茶を飲んだりしながら、そこに認知症に対する支援をするボランティアがいたり、あるいは相談したり、あるいは自由に語り合ったりというようなことなんですけれども、大変有効な取り組みじゃないかなと思っているんです。

ただ、これを今取り組んでいらっしゃるところは、福祉協議会とかNPOさんとか、それをやってくださるといいますか、あるいはサポーター講習会を受けた方で何かそういうのをしてみようかというのはあっても、それは構わないと思うんですけれども、やはり、これは日常的に自分が行きたいときに行って、コーヒー1杯、150円とか200円とか、それぐらいのお値段でカフェをやって、そこで相談が行われているわけなんですけれども、私は、これは大変有効な取り組みだと思うんです。

ただ、誰がじゃそれをやってくださるのということにはなるかと思うんですけれども、こういった 取り組みについては、姶良市ではどうなんでしょう。私はやれないかな、やっていければいいなと思 うんですけども、いかがですか。 ○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長(諏訪脇 裕君) 市の我々としては、先ほど申し上げました来年度の策定の事業計画の中でという話になりますが、今おっしゃったそのようなカフェ的な部分につきましては、今年度でしたっけ、企画が主催しております企画提案型の事業ということで、1つの団体の方が介護の相談所というような形で、NPO法人でしたっけ、立ち上げられて若干されたという経緯もございますので。

私どもが今やっております認知症サポーター養成講座とか、そのあたりの中で、そういうような方々が出てきていただければいいのかなというふうに考えております。 以上でございます。

- ○14番(河東律子君) それでは、介護支援についてもうちょっと、いわゆる介護をされている方、女性も男性も含めて非常に苦労をしているわけですけれども、姶良市でも合併してから、それ以前からもそうなんですが、事業所に委託されて、家族介護者の集いみたいなものも行っておられると思うんですけれども、前回のときにも答弁若干いただきましたが、その実績についてお知らせください。
- 〇福祉部次長兼長寿・障害福祉課長(諏訪脇 裕君) 家族介護者交流事業につきましては、介護者が 日常の介護から解放され、介護者同士の悩みを語り合い、あわせて介護技術の向上や、要介護者の心 理及び保健福祉制度を学ぶことで、介護における気分転換を図り、さらなる介護への意欲を持っても らうというようなことを目的に、市内各介護保険関係の事業所に委託して実施しております。

24年度の実績では、委託事業者が8事業所に委託をしておりまして、それぞれ3回ずつ行っていただきまして、参加者数として352人参加の方がいらっしゃいました。そのうち家族の方が171人、うち男性の方が16人という実績でございます。

- **〇14番(河東律子君)** 今、参加された方の人数はわかりましたけれども、在宅介護をしている方は どれぐらいいらっしゃるのか、お願いします。
- ○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長(諏訪脇 裕君) この事業は、どうしても在宅で介護を受けておられる方が、デイサービスなりデイケアなり行かれたときに、家族の方もその事業所で一緒に今されるということですので、大体、24年度で171人の方、家族の方が延べで来ておられますので、大体同じぐらいの認定者の方もその中へ入っていらっしゃると思います。
 以上でございます。
- **〇14番(河東律子君)** 来ていらっしゃる方のはわかったんですけれども、在宅で介護されている総数、それをお願いします。
- ○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長(諏訪脇 裕君) 申しわけありませんでした。在宅での介護サービスを今現在受給されている方は、これが8月のサービスを受けられた方でございますが、2,031人です。その時の認定者の方が3,745人ですので、3,745人のうちの2,031人、約五十四、五%の方が在宅でのサービスを受けておられます。

以上でございます。

○14番(河東律子君) 在宅でというのも、軽い方と言えばおかしいですけれども、方から大変な方まであるわけですけれども、特に男性の方というのはなかなか相談とか、そういうのに来ないとか、来にくいとかという情報とかあるわけなんですけれども、ことしの5月ごろでしたか、新聞に、鹿児島市で69歳の男性の方が73歳の認知症を患った奥さんを殺そうとして、殺さなかったというか、殺せなかったとかいうような事例が新聞に報道されていたわけです。

だから、やはり1人で抱えて、なかなか男性というのは特に相談を誰にしていいのかわからない、 あるいは相談に行くというのもうまくいかないという面もあると思うんですけれども、男性の在宅介 護者を掘り起こして、そして、この方はどうなんだろうというところへは、こちらから訪問してお声 かけをするとか、そういったことも必要なのではないかなと。

それと、先ほど申し上げました、いつでも、自分の自由な時間に集えて相談ができるオレンジカフェみたいなそういった所がどうしても必要だなと私は思うんですけども、その点いかがですか。

〇福祉部次長兼長寿・障害福祉課長(諏訪脇 裕君) お答えいたします。

今おっしゃるように、在宅での高齢者の方を、在宅での介護の相談というところになりますと、どうしても、恐らく配偶者の方が主だと思います。

現在、姶良市の包括支援センターにおいては、相談の窓口ということで、地区で、地域の相談員ということで、姶良に3人、加治木、蒲生に各1人ずつ地域担当の相談員を配置しておりますので、電話、それから家族の方、それから周囲の方からの情報提供なりあれば、自宅を訪問して、各種の相談に応じているという現状でございます。

○14番(河東律子君) どんどん認知症を患う方がふえていくわけです。私たちもいつならないという保証はどこにもないわけですけれども、これは全ての人にかかわってくる問題だと思いますので、今後一層、医療と福祉が連携しながら、そして、まちの先生方を巻き込みながら、いわゆる初期発見をして、進行を遅らせながら在宅で暮らせる方がふえていく、そういったことに努力をお願いしたいと思います。

時間があまりありませんけれども、空き家対策につきましては、前回も質問いたしましたので、特にということはないんですけども、この2点につきまして、例えば、今、条例を自民党のほうでといいますか、この前も夏のときでしたか、話を出しましたけれども、臨時議会に提案されていると、これが通ったら、それに対する対応として、まちも直ちに条例をつくって対応をしていただきたいと思うんですけれども。

もし、通過しないということはないと思うんですが、通過しなかった場合も空き家条例というのを ばどうしても必要だと私は思うんですけれども、どう思われますか。

○企画部長(川原卓郎君) お答えいたします。

空き家条例につきましては、全国的に非常にふえておりまして、市民生活を送る上で大切な問題であると思っております。今回、国会のほうで通らなかった場合というときにも、これは検討を進めて実施していくべきことであろうかと考えております。

〇14番(河東律子君) この空き家の中でちゃんと使えるといいますか、空き家バンク、そういった ものに登録をしていて、ちゃんと使えることが可能な建物、そういったのは、空き家のこの前の調査 の中で非常に少ないんです。そして、そのほかのほうがたくさんあると。

ということは、このいただきました報告書の中で、空き家のうち別荘、週末利用等は0.8%、これはアンケートからなんですが、賃貸し、賃貸用にしているのが2.2、売却が3.3、その他という、長期不在とか、そういった原因によるものというのが88.2%という報告がなされているわけです。

こういった中でやはり環境の悪化とか不審火、あるいは隣の家等に損害を与える、あるいは犬・猫 等のふん、不法投棄、不衛生、まちづくりへの障がいというような、これは上げられている例ですけ れども、それにつながってくると。

そうであれば、やはり姶良市にもかなりちゃんと使えない、あるいは問題のある家というのがたく さんあるということがわかるわけですけれども、市のほうに、例えばこういう空き家でこういうふう に困っているんだとか、あるいは自治会長さんを通じてとか、そういった事例があるかと思うんです けれども、その事例をお知らせください。

〇危機管理監(岩爪 隆君) お答えいたします。

今、議員申されました事例ですが、空き家で完全な廃屋状態、こういった周囲にそういった家があるというようなことで、衛生上、そしてまた、付近の住宅、もしくは交通、そして歩行者、こういったものに危害が及ぶ恐れがあるというような事例も問い合わせで多く寄せられています。多くといいますか、そういった周囲に危険が及ぶ、そういった問い合わせが年間五、六件ほどございます。 以上です。

〇市民生活部次長兼生活環境課長(小田原優君) 空き家の関係で苦情が来る場合、敷地の適正管理ということで来ますが、平成25年におきましては、今までの集計ですけど、苦情に関しましては130件ほどありますが、そのうち空き家関係、草の管理とか家の管理関係のものですけど、それが35件ほど来ております。

以上です。

〇14番(河東律子君) この空き家に対しては条例をつくっていくというような答弁をいただきましたので、できるだけ早目の対応をお願いしたいと思っております。

次のワンストップの窓口が必要じゃないかという質問をいたしましたけれども、これには、答弁では「苦情はさまざまであり、空き家の衛生管理をはじめ、防災・防犯、定住促進など広範囲にわたることから、庁内各関係部局において、今まで以上に横断的な連携を強化し、適格な対応に努めます」というような回答をいただきました。

というのは、ワンストップの窓口というのはなかなか難しいよというふうに解釈をいたすわけですけれども、このように多様であればあるほど、この横断的に会合を持って、それを1つのマニュアルにして、みんなが共有していく。

もし、ワンストップの窓口をつくらないにしても、このことについては、どこに相談に行けばいいんだよというような、そういったものが必要だと、速やかに対応をするために。そこまでは考えてい

らっしゃいますか。

○企画部長(川原卓郎君) ワンストップの窓口ということなんですけれども、答弁いたしましたように、現在では危機管理、廃屋等については、危険住宅は、そして、環境については生活環境課で対応をしているわけなんですけれども、今現時点でもそういった形でしっかりと対応はできていると考えております。

それで、仰せのとおり、よりわかりやすく、どこに行けばいいというのがわかりやすくなるようなシステムづくりについては、また今後取り組んでいきたいと思います。 以上です。

○14番(河東律子君) 教育長には大変申しわけありませんでしたけれども、教育問題については、質問は考えてきておりましたけれども、ご解答をもらいますと、姶良市の場合は、学力についてはかなりのいい線にいっていると、学習態度とか、そういったものも全般的にいいんじゃないかというふうに私は考えております。

特に、私たちの周辺の人が、「子どもたちはきちっと挨拶をするね」と、そういうことを、校外で、 校内だけじゃなくて、どこで会ってもちゃんと挨拶をするねという声が聞こえます。それは1つの、 生活習慣というのは学習態度にもつながっていくのかなと思っておりますので、このことは各学校の 校長先生方にもお伝えを願いたいと思います。

ただ、1つ聞きたいのは、時間ありませんけれども、やはり、全体的には底上げができていいんだけども、学習力の劣る子どもというのもいるわけです。

生活習慣というのはかなり影響を及ぼしますので、きのうの質問でもインターネット等の使い過ぎとか、ルールができている家庭が50%ぐらいしかないというようなことがあって、落差というのが、教育熱心といいますか、そういったのをきちんと語れる家庭と、そうでない家庭というのがあるのじゃないか。

特に親たちの共働きで時間がないとかていうようなところで、問題を起こす子どもとか、インターネットを使ったいじめとか、そういったものがあると思いますので、それだけです。

○議長(玉利道満君) これで、河東律子議員の一般質問を終わります。 ここで、しばらく休憩します。10分程度といたします。

(午前10時59分休憩)

○議長(玉利道満君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分開議)

○議長(玉利道満君) 一般質問を続けます。
次に、笹井義一議員の発言を許します。

〇2番(笹井義一君) 登 壇

傍聴者の皆様方には、寒い中においでいただきまして本当にご苦労さまでございます。敬意を表し

ます。

まず、一般質問に入ります前に、少し私見を述べてみたいと思っておりますが、防災と地域情報についてメール配信があるわけでございますけれども、一昨日の蒲生で発生した強盗事件につきまして、保育園・幼稚園、そして学校等へは連絡されて、そして、各家庭へ子どもの迎えの連絡があり、保護者の方々がそれを対応しております。

ところが、いつもドクターへリ発着とか、そういうものが入ってくるのに、我々のメールには配信されていない。いろいろ事情はあったのだろうと思うんですけれども、例えば、一般のそういう受信者に対してそのような情報の発信があれば、服装とか人相とか、それから体格とか、そういう方を見かけたらすぐ警察に通報してくださいということと、自分の身の安全を守るために行動してくださいと、このようなことはあったほうがよかったのじゃないかということで、これはさまざまな事情があったことであろうかと思いますけれども、これは何らかの形で改善していただければと、このようなことを一言申し上げまして、通告しました質問についてこれから行います。

まず、質問事項の1件目でございます。船津浄水場の安全対策についてでございます。

質問の要旨、姶良市は給水人口7万2,054人に対して、年間870万トンの飲料水を供給しております。 平成24年度の決算審査において、船津浄水場に防犯カメラを4台設置して安全対策を講じたことを確認いたしました。このことは大きな前進であると評価いたしますが、それでは、現状ではまだまだ不十分と思われます。

特に、船津浄水場は道路からわずかな距離に設置されて、加えて屋根が外壁の覆いがなく、むき出 しの状態であり、薬物などの投入は容易にできると思われます。

船津浄水場の安全対策について、市長の見解をお示し願いたい。

2点目でございます。建昌城跡地の維持管理と活用についてでございます。

要旨、建昌城跡地は、平成21年度から23年度まで。ふるさと雇用特別再生基金事業で、NPO法人 四季の会が整備と活用を行い、森林環境教育活動に取り組んできましたが、事業完了と同時にその活動も幕を閉じました。

管理事務所や駐車場を整備し、市民農園も開設されて、市民の憩いの場として活用されている。四季の会が整備した遊歩道や広場など、しっかりと管理しておりまして、この広大な用地を活用しないことは、まことにもったいないことと思われます。

建昌城跡地の活用について、市長と教育長のお考えをお示し願いたいと思います。

あとは質問席から行います。

〇市長(笹山義弘君) 登 壇

笹井議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、2問目の建昌城跡地の維持管理と活用についてのご質問につきましては、教育委員 会のほうで答弁いたします。

1問目の船津浄水場の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、船津浄水場におきましては、平成24年度において防犯カメラを4台設置し、監視体制の強化を図ったところでありますが、さらに本年度は浄水池や薬品注入室、事務所合わせて21か所にセンサーを取り付け、センサーが異常を感知した場合には、直ちに警備会社の職員が駆けつけるシステムを構築いたしました。

また、水質の監視や水質異常時の早期対応のため、メダカによる生物監視装置を導入するなど、現在までにさまざまな安全対策を講じてきたところであります。

しかしながら、船津浄水場への外部からの異物投入を想定したテロ対策の危機管理につきましては、 まだ十分とは言えず、安全対策を急ぐ必要があることは議員ご指摘のとおりであります。

そのため、今後、同様の浄水場を持つ事業体の先進事例を参考に、日常の維持管理が円滑に行えるような防護対策を検討しながら早急に最善の方策を見出し、災害やテロにも強い施設の更新を図り、安全安心でおいしい水をいつでも供給できるように努力してまいります。

○教育長(小倉寛恒君) 2問目の建昌城跡地の維持管理と活用についてのご質問につきましてお答 えいたします。

建昌城跡地は、敷地面積約8万8,000 m^2 のうち、東側6万8,528 m^2 は貴重な文化財として、平成23年度に鹿児島県の文化財指定を受けております。

このため、県の指定地内での整備工事や開発行為には、県文化財保護条例等の法令上のさまざまな制約が適用されますので、教育委員会としましては、将来、国指定史跡化を目指すとともに、歴史や文化財を生かした史跡整備を関係部局と検討したいと考えております。

なお、維持管理につきましては、シルバー人材センターとの契約により、定期的に除草、伐採等を 委託しているところであり、今後も引き続き保全に努めてまいります。

以上で、答弁を終わります。

○2番(笹井義一君) それでは、1問目の2回目から質問をいたします。

テロは、いつどのような形で行われるかわかりません。これまでのように何事もなく平穏が保たれれば安全対策は必要ではありませんが、国外ではさまざまなテロ行為をメディアが報じております。 水道水のように流動体がパイプを通って全家庭に配水される場合は、阻止することは不可能であると思われます。

もし、深夜に青酸カリ等の薬物が投入された場合は、誰も気づかないうちに浄水場から貯水場を経て、対象地域の全住民に影響を与えることは必至であると、このように思われます。絶対に安全な対策は、これは極めて困難であるということは承知しておりますけれども、可能な対策は講じるべきであると、このように考えます。

当面では、今後同様な浄水場を持つ事業体の先進事例を参考にするとありますが、施設の設置の場所、あるいは地形形状、それぞれ条件は他の事業体とは異なるものと考えております。

船津浄水場は、公道から約20数mしか離れてない。それが縦上に行っているわけですけれども、このような特殊性を持っております。したがって、独自の整備手法を考えるべきではないかと考えるわけでございます。

そこで、現時点で想定できる、想定している工法や、これに要する経費について概要は示されない のか、また、それをいつの時点で整備される考えであるのか、その辺をお答え願いたいと思います。

〇水道事業部長(冨永博彰君) お答えします。

先ほど市長の答弁にもございましたけども、船津浄水場には確かに防犯カメラと感知センターを設置いたしまして、24時間体制で監視をしております。確かに議員仰せのとおり、テロにつきましては、

みずから自爆を試みて、そしてまた大量殺人をすることが十分考えられます。

現在、侵入するあらゆる物体はこの監視システムには十分達成をしているとは思うんですが、テロのこの組織等の対策についてはまだまだ不十分だと思います。

我々が今の近隣の市町村……

○2番(笹井義一君) もう少しゆっくり述べてください。

〇水道事業部長(冨永博彰君) はい。

を、近隣の一応調査をいたしました。その中で、鹿児島市等につきましては、水道局へ調査をしま したけども、鹿児島市につきましては、船津浄水場みたいに道路に面して例えば浄水場、着水井、そ ういった施設があるところがございません。

2か所だけございました。河頭浄水場というところと滝之神浄水場というところがございます。

滝之神が特に、ご承知のとおり吉野に上がる鹿児島市から、あのトンネルを登っていくところですけども、そこには一応覆蓋、ふたをかぶしてございます。これは、どちらかというと、テロよりも、道路より奥のほうなんですが、桜島の降灰の対策ということで、そのふたをかぶしているということです。

それと、薩摩川内市さんですが、薩摩川内市の場合は、これも直接道路に面しているところがございません。特に対策はしてないと、そのテロ的な対策はしてないんですけども、遮光ネットをかぶしていると、遮光ネットといえば、当然光を受けるわけですけども、その上に、例えば空き缶とか瓶とか、そういったものが投げ込まれないようにということで遮光ネットをしていると。

これは24時間体制で職員が常駐待機をするということになっているようでございます。

それと、霧島市さんにつきましては、これもやはり道路に面しているところが2か所ぐらいあったようでございますけども、それぞれコンクリート製モルタル式の蓋板のふたを設置しまして、そのほかは水がむき出しになっているところがないという状況でございます。

我々としましても、結論から申し上げるわけじゃないですが、24年度に今、防犯カメラ、そして、 今年度にセンサーを感知しました。

それと、今年度の緊急に我々も対策を講じまして、実を申しますと、一昨年と昨年、ご承知の浄水場の入り口の所で、深夜に2台の車で若者が2人で鉄門をたたいたりしまして、2時間、深夜です。たしか2時から4時ごろまで大声を出しまして、周囲の方が非常に恐怖を感じたということの実例がございました。

内容としましては、水を停止したもんですから、「水を早く出せ」といったのを2時間余り相当わめいたみたいでございました。そういった傾向。

それともう1つ、ちょっと長くなりますけど、隣の土地にパチンコ店が建設するというのもございました。私が行ってからそういうのが結構あるんですけども、そういった危機感を持ったわけで、先ほど市長の答弁にもございましたメダカの感知装置というのも設置しました。メダカが動きが悪くなる、もしくは死んだ場合には遮断するという……

〇2番(笹井義一君) 部長、もう少し簡潔に、私が聞いているのは、それに適切に答えてください。 メダカとか、そういうものはここにも書いてございました。

〇水道事業部長(冨永博彰君) わかりました。

今現在考えている対策につきましては、むき出しになっている沈殿池とかろ過施設、そういった所には合成樹脂製、これもFRP製の覆蓋ですが、それを設置したいと考えております。鹿児島市と同じような施工をしたいというふうに考えております。 以上です。

- **〇2番(笹井義一君)** まだ終わっていません。いつの時点で。
- **〇水道事業部長(冨永博彰君)** 失礼しました。時期につきましては、来年度、平成26年度の予算の中に計上いたしまして、早急に設置したいと考えております。 以上です。
- **〇2番(笹井義一君)** 私が聞いたのは、どのような工法で、いつごろこれをされるのかというのを聞いておるわけですから、これまでの経緯はお聞きしてもいいんですけれども、もう少し簡潔にしていただければと要望します。

ここでほぼ方向は出たわけでございますが、少し市長のほうに振ってみたいと思います。市長は、 1期4年間の公約として、9つの大項目に41の小目の公約を掲げて当選されております。ハード面で は、松原なぎさ小学校と消防庁舎の建設が着実に進行し、そして防災行政無線の統一化とデジタル化 推進も確実に進展しております。

一方、ソフト面でも多くの事項が、ずっとチェックしてみました。それを見てみますと、前進また は実現、または前進していると、このように受けとめております。

そのような中で、合併後の4年の期間でそれぞれのまちの歴史、文化、習慣の違いが妨げになりまして、特に補助金等の統一に苦慮されているようにも感じております。

そこで、市長は2期目の公約に、この浄水場の安全対策、これをしっかりと掲げる考えはないか、それから1期目の公約で3項目目の6番目に、老朽化した西姶良斎場の建てかえに着手すると、これも明記されております。つまり、学校、消防、そして斎場の、この3点セットのうちの1つが少し後回しになっているということでございます。しかし、斎場は死んだ人間を丁重に弔う場所でございまして、生あるもの、生きているものが安心安全を優先して、そのほうからやはり先に進めるべきが筋ではないかと考えるわけでございます。

一応、これだけを聞きまして、この部門につきましては質問を終わりたいと思いますが、ご答弁を 願います。

〇市長(笹山義弘君) 浄水場の問題につきましては、今、冨永のほうで答弁いたしましたとおりでございます。したがいまして、それを補完するといいますか、保障するということからもマニフェストにというご指摘でございますれば、そのようにさせていただきたいというふうにも思います。

それから、これまでいろいろとご提案申し上げているところでございますが、以前のご質問にも答 弁しましたように、このマニフェストにつきましては、実現できるもの、1期目で、そして実現でき ないとしてもその方向性を定めるもの、そして構想に、次のステップとして乗せるという3つの考え 方で進めてきたところでございます。

そういう中の2番目のところに火葬場というのは、火葬場は当たるのではないかということで、さらにその実現に向けての公約として掲げさせていただきたいというふうに思っております。

〇2番(笹井義一君) もうここで答弁は十分いただきましたので、次の建昌城跡地の維持管理と活用 についてに入ってまいりたいと思います。

これは結論が出るような話ではございません。ここに旧姶良町がつくりました「建昌城跡」というパンフレットがございます。これは、旧姶良町の教育委員会が11年から16年度にかけて建昌城跡の発掘調査を実施したと、このように書かれております。500年前に築城された山城跡の2m下の地層に、今から1万3,000年前、ちょっと想像つきません。前と、それと約9,500年前の村の跡が良好な状態で残っていると、このように書かれているわけでございます。

答弁と少し異なるわけでございますけれども、このパンフレットには面積が10万 m^2 、そして東側の約7万 m^2 に山城跡、曲輪、それから空堀などが良好な状態で残されており、既に姶良町の史跡に指定されていると、答弁の中では23年度に県の文化財指定を受けているということでございます。

西側の3万m²は、昭和40年代に城山育雛センター、鳥のひなを育てる育雛センターが造成されて 城跡は壊されていると、このように書かれているわけでございます。

そこで、この答弁では、将来、国指定史跡化を目指すとともに、歴史や文化財を生かした史跡整備をやりたいと、このように書かれているわけですけれども、今後この史跡を、例えば吉野ケ里とか、あるいは上野原遺跡の縄文の森のように整備をする考えがあるのか、これは市長、教育長にあわせてお伺いをしたいと思います。

○教育長(小倉寛恒君) 現在の建昌城跡地の状況、それから直前の状況について簡単にお話しさせていただきたいと思いますけど。現在、山城遺構というのは、今議員ご指摘の平成23年の4月に県指定史跡になったわけでございますけど、県指定史跡のいわゆる山城区域というのは、非常に今おっしゃったように、空堀とか土塁が非常に良好な形で残っております。ただ昭和40年代にそういった育雛センターができたときには、そういった城跡というんですかね、城郭遺構が破壊された、そういった懸念はあるわけですけど、全体としては今は良好な形で残っていると。したがって、自然環境に富んだ体験活動の場として、平成21年から23年度にかけて、国のいわゆる緊急雇用対策事業として、環境景観保全事業という形で四季の会NPO法人に委託して、あそこの整備をしたわけでございます。いわゆる鳥の、野鳥の観察小屋とか、あるいはこの巣箱をつくったりということで、今進めてきております。

今現在、先ほど答弁いたしましたように、国指定史跡を目指しているという状況でございます。そのためには、この県指定史跡の部分については、あまり触れたくないというのが教育委員会サイドとしての考え方でございます。実は明日、国の文化庁の文化財部記念物課長にあそこ、建昌城跡地を見てもらうことになっております。今まで姶良市になりましてから2回ほど調査官は足を運んでもらっております。今回は、また課長が見えるという、これはこのためというわけじゃないんですけども、ほかのついでにということで見てもらうわけであります。

国指定史跡を何とか早く実現したいと申しますのは、やはり国の指定になることによって、その補助事業の補助率というのは各段に上がる。県とあわせて八十数%の補助が出るというのがありますの

で、これはぜひ実現したいというのが今の教育委員会としての考え方です。

この一番上の城址は、全てもう旧姶良町時代に公有地化されておりますので、いわゆる個人の私有地が入っておりませんので、これは国指定になる確率というのは非常に高いという見込みは持っております。そういうことで、今あそこにさまざまな工作物を建てるとか、いろいろなものを県指定の中に入れるということに、今教育委員会としては、ちゅうちょしているということでございます。それ以降に開発行為にはかかっていくということはベターというふうに考えております。

○市長(笹山義弘君) 私といたしましても、建昌城跡は、姶良市のみならず鹿児島県の誇れる史跡であるというふうに認識しております。これを活用するためにも、今教育長がお答えいたしましたように、本格的な発掘調査、これをしないといけないだろうというふうに思います。これに相当額の予算が伴うことから、流れとしましては、教育長が答弁しましたようにしっかりと調査をかけていただき、建昌城跡地という価値観以上にこの大変歴史的に古いものがございますので、これをぜひ生かしていきたいということを考えております。

そのためには、先ほど来申し上げておりますように、本格発掘調査、これをやらなければならない というふうに認識しております。それがかなうようであれば、その後の活用ということについては、 関係各部でしっかりと協議をして進めていきたいというふうに考えております。

○2番(笹井義一君) お二人からお考えをお聞きしたわけでございますけれども、これを遺跡として他の地域のような形で残すのか、どうするのかということについては、これはまだ先の話でございますからご答弁いただけなかったのであろうと思いますけれども、やはりその先を見据えた中では発掘調査が必要であると、さらなるという。一旦は、今ちょうど管理事務所ができているあの下なのかな、発掘して調査をして相当な面積を掘って、その遺構は残されて、現状で見える形を我々は目にしているわけなんです。それが今埋め戻されて、そして今の形になっているようでございますけれども、これをさらにしっかりと全面的に発掘していくということになると、これは相当な年数と経費がかかっていくであろうと、このように考えるわけでございます。このことについては、あした国のほうからも担当課長がお見えになるということで、少し先も見えてくるであろうと思いますので、このあたりで置きたいと思いますけれども。

これに関連いたしまして、この建昌城跡地に市民農園が開設された、これはヒット施策であると。 今総務部長が、ちょうど農林水産部長であった時期に、この施策を考えられて実施され、そして聞い てみますと、現農園の東側にもう少し拡大する予定もあるというようなことを聞いておりまして、こ れは大変すばらしいことであろうと、そのように考えております。そこで、私の小っちゃな視点でご ざいますけれども、建昌城跡地の活用について、私の意見を少し述べさせていただいてみたいと思い ます。

まず観光の視点で活用する。このためには、現状のままの状況、状態を保全して、何もつくらず、何も加えず、しかし、雑草等の刈り払いとか、そういう維持管理をしっかり行って、そして散策できる状態を保って、あいらびゅー号の立ち寄り先にすること、ただし、この桜島側を含む南東側の土地は少し買って、そこの立ち木を伐採して眺望の確保をするという、そのあたりの民有地を少し購入する必要もあるのかなと、そのように考えております。

それから、もう一つ、交流人口の拡大の視点、これで考えてみますと、芸術部門では、管弦楽器を

主体にした森のコンサート、これピアノを持ち込むのはなかなか大変でしょうから、森のコンサートを実施するとか、あるいは県内の和太鼓チームが集結した和太鼓フェスタを開催する、これには姶良市には、フィルハーモニー交響楽団と、それから全国的に有名な蒲生郷太鼓坊主がここに活躍しておりますので、これは何らかの形で可能ではないのかなと。ステージは姶良市の夏祭りのように、ビールケースを重ねて、そしてつくって、終われば撤去すると、そのような形ができるのではないかなと思います。

それからスポーツ部門では、クロスカントリー大会の開催を企画したらどうだろうかと。これは、NPO法人四季の会が整備した外周道路、またきれいに整備されております。それから、500年前に造成された曲輪、空堀、こういうところを走路に設定して、下ったり上ったり、谷を登ったり平地があったり、さまざまそういうものを活用することは可能であると、このように考えるわけです。鹿児島では唯一、輝北町の上場公園で5月にクロスカントリーがありまして、私はそこにも行って、会場も見ております。1,300年、そして9,500年、そして500年前の歴史の舞台でさまざまなイベントが開催できると。この環境を売りにするという、これは上物をつくるんじゃなくて、それを売りにしながら、そしてその遺跡のこともPRする、こういうことを考えているわけでございます。

旧姶良町時代に、美多民倶楽部が実施したジャンボ鬼火焚き、これは長年姶良町の名物行事として 定着しておりましたけれども、会場周辺の田んぼにビニールハウスがずっとできてきまして、やむな く撤退した経緯等もございます。

そこで、これからちょっと質問をしてみたいんですが、相当早く終わりそうで早飯を食いにいけるだろうと思うんですけれども、冒頭に述べましたように、跡地の維持管理、これはシルバーセンターに頼んで委託しているということでございますけれども、やはり相当の労力と経費が投入されていると。額は聞きません。何もしなければ、この投じたお金はただ維持管理で終わるんです。これを活用しないということは、まことにあまりにももったいないということであります。

そこで可能であれば、前、NPO法人の、何でしたかね、四季の会、ここに委託して、いろいろ森の祭りとかいろいろされました。可能なことであれば、適切な管理者を選定して、そしてある程度の私費を投じて、投じながら指定管理者に委任して、そして活用することはできないんだろうかと。今市長が言われる協働参画の、このものにもやはりボランティアを募って、そしてコンサートであれ、いろんなことの催しをするときに募って、その方々がいろいろな協力をしていただくということは、そのことにもつながっていくであろうと、私はそのように思うわけでございます。

それから、この国指定史跡を目指すのであれば、当然現在、姶良公民館のところにある歴史民俗資料館も、一番姶良市にとってメインはあそこになっていくのじゃなかろうかと。史跡の視点としては、あそこになっていくんではなかろうかということになると、やはりその歴史民俗資料館も将来機会があるならば、この場所に移設することをあわせてお伺いしたいと思います。両方のご意見、お考えをお示しください。これで、これ以上のものはここでは出ないと思っておりますので。ただ私の考えを述べて、そしてまた両トップのお考えをお聞きして質問を終了したいと思います。

○教育長(小倉寛恒君) 今、大きな3点、4点のお話がございました。まずこれからの展望としましては、先ほど、まず国指定を急いでいるというのは、要するにその補助率を高い段階でそういった文化財の活用については着手していったほうが得だということで急いでいるわけでございます。上部のほうは、先ほど申し上げましたように、全て公有地、市有地になっておりますけれども、斜面はまだ

民有地のままなんです。

そういうことで、例えば今ご指摘の斜面を民有地から購入するためには、やっぱり補助率の高い国 指定を受けて、それから民有地、そして桜島インターチェンジのほうから遊歩道を設置して、そして、 その部分のいわゆる立ち木が随分ありますので、そこらを若干伐採するなりして展望をよくするとい うようなこと、あるいはそういったあずまや程度は特段、この史跡を害するというようなものにはな りませんので、あずまやとか、あるいはトイレを設置するとか、そういったことまでは可能だと思っ ておりますので、そういったことを図っていきたいというのは、まず第一でございます。

それから、交流人口の拡大とかスポーツイベントを実施するというのは、あの地において、大きな遺物遺構の被害が生じない限り、それは特に大きな問題に、地理的なものは問題ないと考えますので、 臨時にそういった簡易なステージを設置してイベントを行うとか、あるいはクロスカントリーの場にするとかということは可能だと考えております。

最終的にそういった歴史民俗資料館をあの場所にということもありますけど、それは一つの構想としては、大いに考えられることであります。今の歴民館というのは、あまりにも場所的には、まち中過ぎるところもありまして、やはり歴民館というのは、大きなこういったこの歴史の集約された場所に設置するというのは理想なんでしょうけど、それはまた先の先の話になってくると思いますけれども。そういったことで、今はとりあえず今国指定史跡化を急いでいるという状況にございますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○市長(笹山義弘君) 今、大変すばらしい提案をいただいたところであります。ぜひ私の次期の公約に使わさせていただきたいと、ありがたいことでありますけれども。今、教育長がお話ししましたように、とにかくこの歴史香るといいますか、そういうことがやはりまち起こしには必要ということであります。熊本市と、今大楠の関係で交流を持っているわけでございますが、熊本城を使って、そういう陣幕を張ってそういうする、こういうのも非常にいいんです。この私も経験しております。例えば、能楽をするとか、すばらしいですよね、こういう。ぜひ使わせていただきたいというふうに思います。
- 〇2番(笹井義一君) 以上で終わります。
- **○議長(玉利道満君)** これで笹井義一議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。午 後からの会議は1時から開きます。

(午前11時52分休憩)

○議長(<u></u> **玉利道満君**) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後0時59分開議)

- ○議長(玉利道満君) 一般質問を続けます。 19番、神村次郎議員の発言を許します。
- ○19番(神村次郎君) 登 壇

皆さん、お疲れさまでございます。姶良市の安全安心に生活をできる状況が私は寂しくなってきていると思います。昨年、ことしですね、殺人事件があり、それから蒲生で強盗事件が発生しました。警察行政の中で、派出所、交番、駐在所、こういうところを縮小をしていく警察行政が本当に正しいのか、そのことも問われていると思います。究極の警察行政が、私たちができる安心安全のまちづくりというのは限界があります。警察行政が責任を持たなければならない、そういうところが不安に思うところであります。

さきに通知をしました4事項について質問をいたします。質問に入る前に訂正があります。間違いがありました。13ページの(4)真ん中付近ですが、特別教育支援教育支援員と書いておりますが、特別教育、教育を削って、特別支援教育支援員というのが正しい呼び方であります。

それでは、質問事項に入っていきます。

1番目ですが、国道10号線の渋滞対策であります。国土交通省は、加治木バイパス・姶良バイパスの整備により、10号バイパスの機能が強化され、渋滞の緩和や道路環境の改善が図られると説明をしてきました。霧島市隼人町から姶良市街地にかけて、慢性的な渋滞が少しも解消していない状況であります。交通要衝の地、姶良市としての認識をお伺いいたします。

1番目、料金無料化社会実験の検証結果が出ているか。また、市として結果をどのように分析しているのか。

2番目、加治木バイパス完成後の交通量、10号線と東九州道、県道などの交通量ですが――を、整備効果をお伺いいたします。

3番目、市民の不満の声も聞く、姶良市など関係団体とも連携して、加治木ジャンクションから隼人 I C間の料金無料化で、10号線の渋滞解消を図るべきではないか、そのために国交省などへ強い要請が必要と思うが、お伺いいたします。

質問事項2番目、教育課題の整備についてであります。

教育振興基本計画では、10年後を見据えた教育分野における本市の目指すべき具体的に取り組む計画が示されています。その中で、学校施設は一日の大半を過ごす場であり、安全で安心な学校教育の整備に努めることにしています。学校の施設を含む教育環境の整備について、以下についてお伺いいたします。

1番目、老朽化の進む校舎などの学校施設については、長期的な施設整備計画を策定し、整備を図ることとしているが、長期的整備計画の目標はどうなるのか。

2番目、本市では、高齢者・障がい者などの交通弱者の円滑な移動の施策として、バリアフリー化 を推進しています。学校施設のバリアフリー化の取り組みの現状はどうなっているのか、また今後の 計画をお伺いします。

3番目、加治木地区では、教育施設での木材使用の促進を図るため、木製の机、椅子の導入を図ってきました。年月の経過とともに老朽化が進んでいます。新規購入を進めてほしいとの現場からの声がありますが、どのように取り組むのかお伺いします。

4番目、特別教育支援員の処遇改善の要望を受けていますが、賃金勤務条件の現状と、今後の改善計画をお伺いします。

質問事項3番目、学校給食についてであります。

現在、本市の学校給食のあり方について検討をされていますが、さきの議会で請願が採択をされま した。教育委員会では、このことについてどのような意見が出され、今後、委員会としてどのように 対応されるのかお伺いいたします。

質問事項4番目、水道施設の管理についてであります。

9月議会で加治木地区の水道施設の漏水事故について行政報告がありました。5,000世帯に濁りを発生したとの報告でありました。水道施設に熟知をした職員の人事など、施設の管理に問題はないのか、また水道部職員が1名中途退職をしましたが、経験豊かな水道施設の管理技術者の育成と適正な職員の配置が必要であると思います。現状をお伺いいたします。

以下、質問席から行います。

〇市長(笹山義弘君) 登 壇

神村議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、2問目の教育環境の整備についてのご質問及び3問目の学校給食についてのご質問 につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

1問目の、国道10号の渋滞対策についての1点目のご質問にお答えいたします。

高速道路の無料化社会実験は、高速道路利用者の利便性の向上、地域の活性化、物流の効率化などに寄与することを目的に、道路整備事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律に基づく高速道路利便増進事業として、平成22年6月28日から23年6月20日まで実施されたものであります。国土交通省がまとめた約1年間の無料化社会実験の期間内の東九州自動車道隼人東インターチェンジと隼人西インターチェンジ間の交通量は約2.4倍増加し、これと並行する国道10号では24%減少したようであります。全国的な傾向として、重要港湾や拠点空港の最寄りのインターチェンジからの大型車交通量が約2.5倍増加したことなどが要因として挙げられているようであります。

本市では、加治木地区の国道10号の交通量が減少し、恒常的に発生していた渋滞が緩和されたと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

加治木バイパス完成後の12時間交通量は、9月26日の調査によりますと、国道10号の弥勒交差点付近で3万5,407台、加治木団地入り口交差点付近で2万257台、加治木駅前交差点付近で1万8,583台であります。

なお、東九州自動車道加治木インターチェンジと、隼人西インターチェンジ間及び県道の交通量データはありません。

加治木バイパスの整備により、4車線化や高速道路へ進入する跨道橋が完成するなど利便性が向上 したため、車の流れがスムーズになり、朝夕に多少の渋滞が発生することもありますが、整備効果は 発揮されていると考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

1点目のご質問でお答えしましたとおり、高速道路が無料化されますと、利用がふえ、国道10号の 渋滞が一部解消されることが実証されたこととなりますが、国道10号の交通量が減少することにより、 地域商店街や沿線の飲食店への影響も考えられることから、国への要請などにつきましては、今後調 査研究してまいります。

次に、4問目の水道施設の管理についてのご質問にお答えいたします。

水道事業につきましては、施設管理の範囲が上水道、簡易水道、飲料水供給施設と広く、また施設 数も多く、専門性が高いことから施設の維持管理に苦慮しております。また、水道事業体職員の減少、 特に水道技術職員の高齢化、水道技術レベルの維持と継承等の問題は、全国の水道事業体が抱える共通の課題となっております。

水道技術者の育成につきましては、職員を日本水道協会などが主催する各種研修に参加させ、見識を高めているところでありますが、ご指摘のように水道事業は、本管漏水やポンプ故障などの突発事故が発生した場合には、仕切弁や機械の操作など迅速な対応が求められることから、専門の技術を持った経験豊富な職員は欠かすことのできない存在となっております。このようなことから、職員が永年にわたり培ってきた技術と経験を継承し、災害時等の危機管理に率先して対応できる職員を継続的に育成することが必要となっております。

また、水道事業部職員が非常時でも冷静に対応ができる操作マニュアル等の整備を行い、いかなる 災害にも迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築したいと考えております。

○教育長(小倉寛恒君) 2問目の教育環境の整備についての1点目のご質問にお答えいたします。

市内の幼稚園を含んだ28の学校等施設につきましては、老朽化が進み、年々補修の必要な箇所が増加してきている状況にあります。また、各学校からもさまざまな要請も出ているところです。現在は、実施計画において、外壁改修等の非構造部材の耐震化を含めて、3か年の計画を立てて順次実施してきているところであり、大規模改修等を勘案した長期的な整備計画の策定については、26年度には着手したいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

学校施設のバリアフリー化につきましては、特に計画的な取り組みはしておりませんが、障がいを 持つ児童生徒の在籍する学校においては、段差の解消やトイレの整備を図っているところです。今後、 新たな施設の設置及び改修につきましては、バリアフリー化を視野に入れて検討してまいります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

加治木地区の学校におきましては、平成14年度から段階的に木製の机・椅子に切り替えられてきました。しかし、10年ほど経過し、傷みが激しくなっていることは認識しております。さらに、学校からは、現在の木製の机・椅子は重く、児童が持ち運びする際に苦労するので配慮してほしいとの要望も来ております。そこで、機能性を重視して、今後、段階的にスチール製の机、椅子に切り替えていきたいと考えているところです。

4点目のご質問についてお答えいたします。

特別支援教育は、平成18年度の学校教育法一部改正に基づき、小中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対して、適切な教育、いわゆる特別支援教育を行うことが明確に位置づけられております。それに伴い、障がいのある児童生徒に対する日常生活上の介助や、発達障がい児に対する学習支援を行う特別支援教育支援員が、全国の各市町村において学校に配置されるようになりました。

本市においても、合併当初の平成22年度から市内小中学校に必要数を配置しております。本年度は、小中学校14校に25人の特別支援教育支援員を配置しておりますが、勤務条件としては日額6,000円で1日7時間45分、月14日の勤務となっており、学校長の指導のもと、個別の指導計画に基づき、子どもの実態に応じたきめ細やかな支援が進められ、特別支援教育の充実に寄与しております。

今後、特別支援教育を取り巻く社会の変化として、インクルーシブ教育の考え方を踏まえて、就学 指導の進め方や障がいのある児童生徒の教育のあり方の方向性が示されていることから、ますます各 小中学校に特別な支援を必要とする児童生徒がふえてくることが予想されますので、必要な対応は考 慮していきたいと考えております。

3問目の学校給食についてのご質問にお答えいたします。

教育委員会では、これまでも学校給食についての現状を報告したり、姶良市立小学校別棟給食室建設についての概要、学校給食在り方検討委員会の審議の状況等の概要を説明したりしているところです。さきの議会で自校方式の存続を求める請願書が採択されたことについても、同様に教育委員にも請願書の内容を報告したところであります。

教育委員会としましては、本年度末に2か年の協議結果として提出される在り方検討委員会からの報告書を踏まえ、将来を展望した学校給食の運営や施設に関する整備計画を立てていく予定にしております。

以上で答弁を終わります。

〇19番(神村次郎君) 10号線の、国道10号の渋滞対策から再質問をしていきます。

お答えになっている回答が、私が前回質問をしたときと回答は変わっております。前回は、2011年9月議会で再度の無料化社会実験の要請をできないか質問したところですが、今後もいろいろな機会を捉えて無料化の要望を行っていく、そういう回答をされています。

そこで、この間、どのような要望をされたのか、具体的にどういう要望だったのかお聞かせください。

〇建設部長(蔵町芳郎君) お答えいたします。

この部分的な高速道路の無料化社会実験に関することにつきましては、市としては具体的に国のほうには要望をしておりません。

〇19番(神村次郎君) さまざまな機会を捉えて要望をしていくというふうに答えておられるんですよ。加治木町議会時代に、霧島と一緒になって、まだジャンクションが完成する前からですが、要望していきたいと言っていたところです。渋滞も、いま少し緩和されている状況ですが、引き続き要望していきたいということだったんですが、少し考え方が違いますよね。

〇建設部長(蔵町芳郎君) お答えいたします。

答弁の中に、この社会実験による実験で渋滞が解消されたという事実は発生しておりますが、最後のほうにお答えをしておりますが、解消されておりますが、このことにより地域の状況を踏まえて、いろいろな事柄を考察し、判断しながらすることが必要ではないかと今現在考えているところでございます。その形で、考え方で今後、調査研究してまいりたいということでございます。

○19番(神村次郎君) 前は、前の議会では、2011年の9月では、要望していくということだったわけです。全然してこなかったということですから、この時点から要望はいっときやめると、そういう考え方だったわけですね。で、これ私も商工会の関連の人たちに聞いてみたんですが、バイパスに流れることが、やっぱり商売上は困る、そういう話もお聞きをしました。ただ、この10号線を使って通勤をされている人たち、それから仕事をされている人たち、渋滞時間はいらいらがあるわけですね。我々もたまに通りますが、小浜、永浜から重富まで30分かかる、30分から20分かかるんですよ。そ

こら辺もあるもんですから、完全な渋滞の解消にはならないと思うんですが、やっぱりこのいらいら 感を除くことが交通事故の減少にもつながる、そういうふうに思っています。

今おっしゃっていますが、調査研究をしてみるということですが、どのような調査研究をされるの かお聞かせください。

〇建設部長(蔵町芳郎君) お答えいたします。

この部分的な高速道路の無料化社会実験につきましては、国が、先ほど述べましたが、平成22年の6月から1年間実施しているものでございます。これにつきましても、全国で50区間で九州で13区間、そのうち本市におきましては、この隼人自動車道路33.4kmのみについての社会実験と、部分的な試みということで国がしております。私も今回、いろいろちょっと調べてはみたんですが、やはりこの施策的に姶良市がどうのこうのという考えは、なかなかそこまでは及ばないんじゃないかというふうに考えております。

そのことは、この高速道路の無料化が及ぼす交通面の効果について、国としては、交通の流動構造の適正化とか、料金問題とか、地域活動の活性化の問題、それらのことを総合的に分析する必要があるということで、一市で、要望とすれば類似したこの高速道路と一般道路と並行して走っている渋滞個所の箇所が、ほかにもあれば、そういうところと連携をとって要望をしていく方向性も見えてくるかと思いますが、現状では、国のほうにそういう要望をする状況下ではないと考えております。

○19番(神村次郎君) 簡単にお答えください。

やっぱり建設部長も走ってみられれば、たまにイライラされることがあるんじゃないかなと思います。この隼人道路、加治木ICから隼人の東ICまで、これは一般有料道路なんですね。もうご存じだと思いますが。高速自動車国道とは違うんですよね。建設の目的というのは、一般有料道路でしたんですよね。一般有料道路で橋梁とか整備をして、その上を舗装とか跨道をかける、そういう事業をしています。一般有料道路というのは、やっぱり10号のバイパス的な意味を持ち合わせているんですよね。そんな意味で私は言っています。ぜひこの無料化実験をしてほしいなと思っています。

県は、これはインターネットで見たんですが、無料化実験の途中で、こういうふうに公式に意見を述べていますが、「社会実験を継続していただきたい」、こう言っているんです。ぜひ検討をしていただきたいと思います。

一般有料道路と高速自動車国道が並行して走る、そういう意味合いもありますので、ぜひ調査研究するということですので、そのことをお願いをして、この渋滞状況をやっぱり直視をしながら、行政としてやっぱり市民の安全、そして快適に生活ができる道路環境をつくる、そういうことを努力していただきたいというふうに思います。

2番目に行きますが、教育環境の整備についてでありますが、1番目ですが、校舎などの学校施設の長期的な整備計画についてでありますが、総務省の私、資料を見てみたんですが、県内の教育予算額の各市町村の状況が、23年度で発表されています。総務省の資料ですが、13位なんですね、23年度です。で、やっぱりOECDの世界各国の調査の中でも、30国ありますが、教育予算に充当する予算の割合というのは少ない、日本は低位なんです。鹿児島県の中でもそんなに高い方ではない。今、松原なぎさ小をつくっていますが、これはそのときだけの予算であって、やっぱり教育予算にかける、予算の充当する割合というのは、やっぱり次の世代を担う子どもたちのために、ぜひ必要なことだと

思っています。

学校施設が何か所か、この私も回ってみますが、かなりの年月を経て校舎そのものも老朽化をしていると、耐震とか壁のやりかえとかいろいろされていますが、やっぱり根本的な、抜本的な改築も必要、大幅改修も必要になってくると思っていますが、今の状況を、一番古い校舎というのは何年ぐらいにできていますかね。

- **〇教育部次長兼教育総務課長(外山浩己君)** 市内の小中学校で一番古い校舎は帖佐小学校で、昭和29 年つくられたもので59年経過をしているというところでございます。
- ○19番(神村次郎君) 相当たっているんですが、帖佐小学校にも何回か行ったことがあります。プールの話もありましたけれども、やっぱりこのまちの将来の子どもたちの教育施設の整備は、これやっぱり早目の投資が僕は必要だと、私は必要だと思っています、長期計画を26年に作成をするということになっていますが、教育委員会として、どのような、私はなるだけ早いほうがいいと思っています。どのような考え方をお持ちですかね。何年ぐらいに事業をしていきたいのか。

〇教育部長(小野 実君) お答えいたします。

先ほど次長のほうからお話ししましたように、一番古いところで60年ぐらい、ほとんどの学校がそういう古くなっております。今現在、一番子どもたちの学校生活でちょっと危険、もし危険がありそうな部分についてを早急に今改善をしておりますけれども、相当数、それぞれの学校からも多いところで、古いところなんかもう10か所近い修繕の要望を校長先生からも受けていますところで、なかなか厳しい状況がありますので、今はそういう状態で子どもたちに危険があるような部分については最終的に改修を行っておりますので、26年以降、長期的な展望に立った改修計画を立てていきたいと考えております。

- **〇19番(神村次郎君)** 予算に関連しますので、財政当局にお聞きをしますが、教育予算のあり方について、どのようにお考えか、私は午前中も少しありましたけれども、私は火葬場の改築より、やっぱり学校の整備というのは優先するんじゃないかと、そのような考えを持っています。財政当局の考え方をお聞かせください。
- ○総務部次長兼財政課長(恒見良一君) お答えいたします。

今議員おっしゃるように、やはり人材という言葉もございます。将来的に子どもたちにお金を、財源をかけてそういう形で育てると。ただ、現状を申し上げますと、今姶良市にとって、午前中の議会の中でもございましたけれども、3点セットという言葉も出ました。そういった形の中で、それぞれ今からの計画、中長期的な形の中でする中で、どれが一番姶良市にとって最優先になるかというのをしながら、その中でも教育のほうにも財源的なものを充てていくと、そういう形で考えているところです。

以上です。

〇19番(神村次郎君) 私は財政的には、命の問題、生命の問題、次にやっぱり教育というのは重要

な位置を占める、私はそういうふうに思っていますので、ぜひ財政当局も松原なぎさ小が今建築しているんで、教育予算が大変使っているので、なかなかというところもあるんでしょうが、このまちの義務教育の施設の整備については、ぜひご努力をいただきたいと思っています。早目の年次計画を立てていただきたいと思っているところです。

2番目のバリアフリー化についてですが、私がこの学校を見る限り、全然配慮がされていない、そういうふうに思います。失礼な言い方ですが。柁城小学校、それから蒲生小学校、蒲生中学校、全部は見て回りませんでしたけども、見て回りました。加治木小学校は加治木町時代に、たしか障がい者の人たちのサークルがあるんで、そこの中からも要望が出て、一部されたような記憶があります。蒲生小学校に至っては、私、この前、秋祭りに行きましたけれども大変ですよ。

姶良市障がい者計画及び障がい福祉計画には、教育施設のバリアフリー化の推進が掲げてあります。 教育・療育施設は障がいの有無にかかわらず、さまざまな人々が利用する公的な施設であり、施設の バリアフリー化を推進する必要がありますと、福祉計画にはあります。年次計画を立てていくべきだ と思いますが、年次計画はありますかね。

- ○教育部次長兼教育総務課長(外山浩己君) 年次計画というものは策定をしておりませんが、今議員言われました車椅子を今使用する児童生徒が、重富小、加治木小、錦江小、加治木中にそれぞれ1人で合計で4名います。この児童生徒さんが学校に入られる前に、まず保護者の方と先生、そして教育委員会、一緒になって事前に話し合いをしています。大規模なこの改修できないもんですから、できるところをやっていこうというところで、現在のところはその児童に合ったところ、スロープをつけて改修するとか、あとトイレの改修をする、そして、学校によっては着がえの関係がありますので、教室の後ろの方にカーテンで仕切りをつくったというところもやっているところでございます。以上です。
- **〇19番(神村次郎君)** 障がい福祉計画、この計画の計画策定の委員会のメンバーに教育委員会から 入ってるんですね。どのような任務を持っているのか。それから、学校訪問をされますよね、教育委 員会は。そのときにどのように感じておられるのかお聞かせください。
- ○教育部長(小野 実君) お答えいたします。

まず、学校訪問です。全ての学校を一応教育委員と教育委員会の職員のほうで回っておりますけれども、その中で、障がい云々等に関しての先ほど答弁にありました段差の解消が必要な部分については、早急に対応するという形をとっておりますが、何せ先ほど施設の改修のときにありましたように、もう校舎自体、いろんなところが古くなっております。全てをそういう方向性と思っても相当の財源が必要となってきますので、あわせて26年度に計画を立てますので、それと一緒にその中でも、バリアフリー化についても再度検討した中で協議をしていきたいと思っております。

〇19番(神村次郎君) 今その計画がないというのもおかしいですよね。これだけバリアフリー化、バリアフリー化の質問も結構多いです。今回もあるようですが。相当やっぱり、バリアフリー化って障がい者だけでないんですね。高齢者、重い荷物を持った人、妊婦の人、高齢者、たくさんあるんですね。私たちもその中に入ります。ぜひ、学校は私たちも行きます。保護者だけではありません。学

校参観週間には、私はなるべく行くようにしていますが。そういう状況で、ぜひ、何か教育委員会だけがこのバリアフリー化をせんでよか、そんな感じを私は今受けています。ぜひ今お答えがありましたように、積極的に取り組んでほしいと思います。ぜひ蒲生小学校を見てください。

それから3番目ですが、机・椅子の、この木製の机・椅子の問題ですが、スチールに切りかえていきたい、利便性を追求すれば、これが一番いいですよ。加治木の時代に、加治木町時代に、木の文化をやっぱり振興するために、これは事業化を取り入れたんだと思いますよ。今回、この一般質問の中にも木材利用の拡大、そういった質問がありますが、木材のこの製品というのは、結構一般家庭でも近ごろよく使うんですね。さえずりの森で、もう今はしていませんが、椅子やらバンコやら机やら、いっときつくっていました。結構要望が多くて、家庭にも結構入っている。

この木の文化というのは、やっぱり姶良市でも引き継いでいくべきだというふうに、思っています。 デメリットが強調されていますが、やっぱりこの社会ですね、便利だけを追及していく社会、効率を 優先する社会、そのことがやっぱり今問われているんじゃないでしょうかね。現代社会で課題になっ ていると思います。もちろん使う学校の生徒、それから先生たち、理解を求めることも必要ですが、 このことについて教育長、どうお考えですか。

○教育長(小倉寛恒君) 木材の利用につきましては、今回の新たな小学校建設にも対応するということで、また、これについては国の補助金も約8,000万程度、ほかのものより補助は高目でいただいているところでございます。そういう意味では、また木材の効用というのは、子どもたちにも安らぎを与える、温かみを与えるというようなことで、いいことは、メリットは多分にあると思います。

ただ、今加治木地区内の小学校で特に低学年が、掃除時間などに非常に難儀をしているということで、これはかえてほしいという要望がどこの学校からも出てきているという状況がありまして、これについては、また年次的に変えていきたいというふうに思っています。それはその机とか椅子というのは子ども目線でやっぱり考えてやるべきだというふうに思っています。

木材の利用というのはそういう意味で、ほかの面で子どもたちにメリットのあるものについては、 そういうふうに与えていくことができたらというふうに考えております。

〇19番(神村次郎君) なかなかやっぱりそういう難点があることは、私も理解をしますが、やっぱり木のよさというのを進めていくべきだと思います。

例えば、低学年ですね、大変持ち運びが難しいんであれば、1・2年生はスチールにかえる、上学年は木製を使う、そういう方法もあると思います。そのことはどうお考えですかね。

それからあと一つ、松原なぎさ小の体育館は、最初の設計はスチールやったですかね。木製に変えましたよね、これ。やっぱり木材需要の喚起をする、私は大事なことだと思っています。これと政策的な整合性というのはどうなりますか。

〇教育長(小倉寛恒君) 先ほど申し上げましたように、やはり子どもたちにとって、そういう効用のある面と、それから子ども目線にして過重な負担を避けるものについては避けるべきということ、そういう視点で、決してそれが矛盾しているということではないと思っております。

それと木製のものは、先ほど答弁いたしましたように非常に緩んでねじがなかなかしまらないと、 そういった弊害も多分に出てきているわけで、低学年のみならず、ほかの学年にこの木製の椅子とい うのは、あんまり評判よろしくないという状況でございます。

- **〇19番(神村次郎君)** 木製を使ってきて、要するにこの政策の転換ですね、これはどこで決定する んですかね。体育館にしても同じですが、どこで政策の変更をするんですかね。どこで決めるのか。
- ○教育長(小倉寛恒君) これは政策といいますか、姶良市全体としては、もうスチール製を使っているわけでありまして、加治木地区のみそういった木製の椅子を使われていたということでございました。大きな政策の転換というものでもないと思っています。学校のそういった子どもたちの利便性を考慮してやるということであれば、それは政策の転換とかそういった大げさなものでもないんじゃないかというふうに考えております。
- ○19番(神村次郎君) 教育委員会では、この政策の転換が簡単に行われているんですね。私、どこで決めるのかと今聞きましたが、お答えはありませんでしたけども、調理場も同じですよ。どこの機関で決めるのか、どうですかね。もう少し。あのこういうことだろうと思うんですね。教育長が、「僕はこう思う」、そうするとみんなが「教育長はこえん言やんがお、したらどうだろう」か、そういう政策決定はないんですよ、ここでは。
- ○教育長(小倉寛恒君) さまざまな行政需要というのは、それはいわゆるボトムアップであるわけでありまして、さまざまな行政需要が出てくる。その中でどう判断していくかというのは、基本的には担当課でその案を練って、そして最終的には教育委員会としてヒアリングをして、そして決定していくということになります。

また、議決事項とかそういったものについては、教育委員会で、教育委員会に諮って、そして決定していくと、そういった手順になってくるというふうに考えております。

○19番(神村次郎君) この政策決定のどういうしていくというのか、我々にははっきり見えないところがあります。教育長が、赴任をされる教育長というのはよく改革をされるんですね。前の加治木におられた柿内教育長も条例公民館をつくり、給食調理場の一部民営化を進めてこられましたけれども、そういう感じを持っていまして、政策決定のシステムをちゃんと明らかにしていただきたいというふうに思います。ぜひ木材の振興というのはやっぱり大事なことだと思いますので、努力をいただければ何とか努力をしていただきたいと思っています。

それから次の、特別支援教育ですね。特別支援教育ですが、これはここで働いている人たちというのは、今実態をお聞きをしましたが、一般行政と同じ臨時非常勤職員の処遇になっているんですかね。

- ○教育部次長兼学校教育課長(鮫島準一君) そのとおりでございます。
- ○19番(神村次郎君) そのとおりであれば、お聞きをしますが、14日6,000円、もう少し何とかならないかなと思うところです。前向きに、特別支援教育については、姶良市、かなりの努力をされて、県内でもやっぱりトップクラスだと私は思っています。

その中で、臨時職員の非常勤臨時職員というのは、これは調査をしたのがありますので少し話をし

ますが、これは職員団体が調査をしたやつで、これは全国レベルです。結構信用が置ける調査です。 全国で、この臨時非常勤職員は70万いるそうです。地方自治体職員の約33.1%が、ここもだと思いますよ。ここは600人職員がいて300人ですかね、そういう状況ですが、やっぱこの人たちが地方行政の重要な担い手だと、私は思っています。全国レベルの調査をしてみた中で、この内容を見てみると、職種地域で、職種ですね、職域で調査をされています。パーセントが出ていますが、相談員93%、これは臨時非常勤職員の割合です。ここもだと思いますが、学習指導員90%、図書館の職員が63%、それから公民館の職員が64%、学校調理員57%、ここは姶良はまだ高いんじゃないですかね。保育士51%、学校用務員41%、地方自治体の大きな担い手なんですね。で、平均年収が約200万以下、この人たちが7割いると、そういう状況です。

そこで、機会均等の待遇のこの確保をやっぱりすべきだというふうに思っています。民間の事業所には、パート労働法に基づき、正規と非正規の間で均衡、均等待遇の確保が要請されています。また、改正労働契約法では、20条で有期契約労働を理由とした不合理な労働条件の禁止が義務づけられています。

国の非常勤職員は、賃金は給与法22条で常勤職員との均衡が要請をされています。民間と国家公務 員はこういう状況です。総務大臣がこう言っています。総務大臣も、自治体が通常の労働者と均等待 遇の確保を図るパート労働法の趣旨を踏まえた対応を行うことは重要だと答弁をしています。

また、総務省は、パート労働法改正や労働契約改正などを念頭に、民間労働法制の動向に留意する 必要があると、やっぱり地方自治体のこの状況は、やっぱり改善をせにやいけんというふうに言って います。

本来、正規職員を充てるべき恒常的な業務に、非常勤に臨時職員を充てていること、これは機会均等の待遇のもとではおかしいという言い方です。この状況をどのようにお考えですか。

〇総務部長(屋所克郎君) お答えいたします。

今議員のほうからありましたように、職員620名、それに臨時職員が約400名いますが、今はいろいる議員のほうから、法的なこともありましたが、私はまだそこまで勉強しておりません。また簡単に財源があれば、すぐにでも、そういうふうに少しでも上げるということもできるでしょうけども、もう一回そこあたりは勉強させていただいて、調査研究させていただきたいと思います。

〇19番(神村次郎君) この議論をしようと思ったんですが、なかなか支援員の処遇の改善ということでしていましたんで、主張をお持ちでないみたいですので、今回はあと1件だけお聞きして終わりますが、通勤費の支給はできないのか、お聞きをします。通勤費。通勤手当。

○総務部次長兼財政課長(恒見良一君) お答えいたします。

今非常勤職員、臨時職員関係のそういった通勤関係についてはということでありましたけれども、 ご質問等。そのことについても、今実際、職員組合からの要求とかそういったこともあり、またほか の19市の関係等についても、現在そういった関係で動いております。ですから、今のこの通勤関係に つきましては、手当関係については、十分また調査研究して、対応したいというような形に考えてい るところです。

以上です。

○19番(神村次郎君) 全体的な臨時非常勤職員のこの処遇の改善の問題、特にこの支援員の問題については、何人かの方から要望を受けていまして、ぜひ処遇を改善してほしいという要望でございます。ぜひ努力をしていただきたいと思いますが、臨時非常勤職員の問題については、また3月で詳しくお聞きをしたいと思います。

それでは、次の学校給食についてでありますが、学校給食ですね、私、この教育長の答弁もきのうございましたが、請願が採択をされた重みというのをどのように受け取っておられるのか、ちょっと疑問ですので少しお聞きをしますが、議会必携に書いてある、こういうことが、議会に請願の受理を認めているのは、住民の立場から住民の代表である議会に請願を通して住民の意思を反映させ、議会の意思によって住民の願望である願望の趣旨の実現に努力をさせるために請願を議会は受けている。そして、請願の効力は、請願の実現に法律上のご存じのように、せんでもいいんですね。かまわんでよかわけですよ。採択した議会は、これ重い責任があるんですよ。最善の努力をすべき政治的、道義的責任を議会は負っています。議員はですね。

それから、執行機関は議会の意思を尊重し、誠意をもって措置し、議会からその処理の経過と結果の報告を請求されたときは報告をしなければならない、こういう書き方がしてあります。もうご存じでしょうけれども、きのうから答弁を聞いていますと、検討委員会で検討されたことをば、その後は事業化をしていくと、そういうことを言われてますが、議会で採択をされたその重みについて、教育長はどうお考えですか。

〇教育長(小倉寛恒君) 請願書が採択されたということにつきましては、請願内容に対して、議会が 賛成の意思を示されたというふうに受けとめておりまして、そのことについてはきちんと向き合うつ もりでございます。

ただ私も行政側としては、これまで学校給食に関して、何らの方針もまだこの議会でもお示ししてないところでございまして、今そのことについては、在り方検討委員会でさまざまな意見を今お聞きしている、外部の皆さんに意見をお聞きしているという状況でございますので、今後さまざまな意見を伺う中で、それらについては、また判断していくということでございます。

また、委員会の中でも、この請願書に対して、私どもも意見聴取を受けておりませんので、請願の 内容に対して、私も意見を述べる場というのは、この件に関してはなかったということでございます。

- **〇19番(神村次郎君)** それでは、教育委員に、それから検討委員会で議会で請願は採択され、そして委員会でも相当議論があったことをどのように伝えておられますか。
- ○教育長(小倉寛恒君) 教育委員会では、日常的に議決事項についての審議、あるいは報告事項についての意見交換、そういったものが日常的になされるわけでございまして、その時々のタイムリーな話題、問題につきましては、勉強会を開催しているところでございまして、学校給食に関しては、この2月に在り方検討委員会に出した資料に、全部ではございませんけど、その中から抜粋して資料を出して、勉強会を開いておりますし、また、そのほかの全国学力学習状況調査の結果などについても、そういった議論をしているというところでございます。

学校給食については、ことしそういったいろいろな角度からの意見交換を行いましたけれども、こ

の請願内容については説明をして、それでその教育委員会の委員の皆さん方としては、この問題については今在り方検討委員会で検討中ということで、これについて具体的な論評というのは特にございませんでした。

○19番(神村次郎君) ぜひこの議会で請願が採択されたことの意味を、正確にやっぱり伝えてほしいと思います。ここに傍聴に来られるわけでもないし、ここに傍聴に来られてもよかったんですけどね。そういうふうに思います。ぜひ姶良のこの自校方式の給食は、漫然と自校方式をしてきたわけじゃないんですね。政策的な意図があって進めてきたわけで。検討委員会、そのことを開催するということは、私に言わせるとセンター化だと、そういうふうに思います。ぜひ真摯に受け取っていただきたい。ぜひこの市民の考え方もぜひ伝えていただきたいと思います。

それから水道施設の管理についてでありますが、私は、加治木で漏水事故が起こりました。で、報告がありました。漏水事故の報告なんていうのはめったにないです。私も7年議員していますが、初めてでした。

今回、やっぱり私はこういうふうに思うんですね。現場をよく知った、経験豊かな水道施設の技術者の適正な配置ができていれば、今回の漏水事故を防げたのではないか。加治木地区では漏水事故が多発しているというお話を聞きました。そのことも、漏水も最小限に収めることができたのではないかと、そのような視点で質問をしていきますが、この人事関係というのは水道課ばっかりじゃありません、全体の異動がありますので、合併4年ですが、市役所全体の人事管理は安定したものになっているのか。職員が集中して仕事ができる体制になっているのか。逆に言うと、職員の管理体制だけが先行しているんじゃないかと、そのように思ったりしますが、どうですか。

○総務部長(屋所克郎君) お答えいたします。

始良市になりまして4年目を迎えているわけですけれども、この中で、この定員適正化計画というのをつくって、議員の方にもお示しをしているところでございます。それに基づいて、この職員のあり方というのは行っているわけでございますので、議員のおっしゃるその職場の雰囲気といいますか、そういうことにつきましては、各担当部署の中で部長会の中でそういうことも部長会のあるたびごとには言っておりますので、その部署で適切に行われているというふうに理解をしております。

- **〇19番(神村次郎君)** 漏水事故ですね、これは損害額も聞いてみたい気持ちですが、きょうは聞きませんけども。合併して4年ですが、具体的なこの技術者の育成方針というのはどのような方針を持っておられますかね。
- ○総務部長(屋所克郎君) 今回の漏水事故につきましては、私も現場のほうに行ってみましたが、今 議員がおっしゃるこの漏水が防げたんじゃなかろうかというのは、私はこれは無理だと思います。こ の漏水事故というのは、防げればいいんでしょうけども、なかなかこの漏水事故というのは、私は防 げないと思います。ただ、この漏水が起こった後の処置というのが、広報であれ、それから復旧であ れというのは迅速な対応が必要であるというふうに思っていますので。

それと、今言いました迅速な対応という中でこの水道施設の維持管理につきましても、この熟練した技術者というのは当然必要になってきますので、その技術者の養成というのは短時間ではできるも

のではございませんので、そちらのほうは今後はしっかりと対応していきたいというふうに思います。

○19番(神村次郎君) もう終わりますが、私は漏水事故を、職員がおれば漏水事故を防げたかと、そういうことにはならないということですが、総務部長も長年おられたんですね。私よりベテランですので、私のほうがあんまり経験がないんであれですが。やっぱりベテランの技術者がいることで、どこの管がどのような状況だと、何年ぐらいに入れたかと、そういう更新の時期とか、そういうものもやっぱり頭に、ベテラン技術者であればあるんじゃないでしょうか。そのようなことから、ぜひ私は今の水道部の状況は、ベテラン技術者がいない、そういう状況だと思います。ぜひ技術者の育成をしていただきたいと思います。

それから最後に、もう終わりですね。最後に一つ聞きたかったんですが、水道事業ですね。水を売ってお金をとる、これ、私もそういった緊張のある職場で仕事をしたことがありますが、ぜひおいしい水を提供ができるように安全な施設管理をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

〇議長(玉利道満君) これで神村次郎議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。10 分程度といたします。

(午後1時59分休憩)

○議長(玉利道満君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後2時08分開議)

○議長(玉利道満君) 川辺信一議員の発言を許します。

〇12番(川辺信一君) 登 壇

私は、育英事業基金について質問いたします。私はこの制度を最大限活用して、姶良市からノーベル賞級の人材が出ることを期待して質問します。

要旨1、育成事業基金の使途は貸与に限定されているのか尋ねる。

- 2、基金額は貸与中の分も含んでいるのか尋ねる。
- 3、広報メディアの活用方法について尋ねる。
- 4、基金による貸与の開始時期について尋ねる。
- 5、実績ベースでの貸与者総数、貸与金額を示せ。
- 6、滞納者の累計総数、金額、貸与者に対する比率を示せ。
- 7、滞納者の延滞利息を含めて、返済の実例はあるのか尋ねる。
- 8番目に、滞納者(連帯保証人を含め)の対策について尋ねる。
- 9番目、滞納者の催促は市役所のどこが行うか尋ねる。
- 10番目に、全国的に滞納対策で実績を挙げているところはないか尋ねる。
- 11番目、貸与金額を高校生、大学生ともに引き上げはできないのか尋ねる。
- 12番目に、返済義務のない奨学金制度(国を含め)はないか尋ねる。

以上、壇上より終わります。

〇市長(笹山義弘君) 登 壇

川辺議員のご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

〇教育長(小倉寛恒君) 川辺議員のご質問にお答えいたします。

育英事業基金についての1点目のご質問にお答えいたします。

姶良市育英事業基金は、姶良市育英資金条例に基づき、運用されておりますので、条例により貸与 に限定されております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

基金の総額は、平成24年度末現在で、2億534万4,882円であり、この中には現在貸与中の方の分も含まれております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

育英資金の募集につきましては、毎年1月から3月中旬までを募集期間とし、市の広報誌とホームページにより広報を行っております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

姶良市育英事業は、合併前の旧3町の制度を引き継いで設置されたものでありますが、合併時に姶 良市としての基金条例を制定して、現在の育英事業を進めてきております。

5点目のご質問についてお答えいたします。

平成24年度末現在で、貸与者総数は47人、貸与額は1,360万円となっております。

6点目のご質問についてお答えいたします。

平成24年度末で現在償還中の方が129人であり、そのうち貸与者が26人で、20%となっておりますが、全て旧3町の貸与者であり、額にして846万8,000円となっております。合併後、姶良市の基金からの貸与者で現在償還中の方は10人おりますが、この方々に滞納は発生しておりません。

7点目のご質問についてお答えいたします。

延滞利子については、滞納の理由が、卒業後、就職できなかったり、生活困窮であったりというケースが多いことから、まず元本を返還していただいた後に延滞利子の納付相談をすることにしております。現時点では延滞利子は徴収しておりません。

8点目のご質問についてお答えいたします。

滞納者には年2回催告書を送付し、応答のない方については居宅への訪問を行っております。また、貸与者本人が県外に居住しており返還のない場合は、連帯保証人への催告書送付及び居宅訪問による催告を行っているところです。なお、毎年1月には、新規貸与者と保護者を集めて、育英資金の趣旨を説明し、卒業後には確実な返還をしていただくよう依頼しております。

9点目のご質問についてお答えいたします。

滞納者への催促等については、教育総務課で行っております。

10点目のご質問についてお答えいたします。

育英事業を行っている自治体においては、それぞれ滞納者対策には苦慮されており、特に実績を上げている自治体というところは聞いておりません。

11点目のご質問についてお答えいたします。

県内自治体、ほぼ同じような育英資金の貸与額となっておりますことから、引き上げについては考

えておりません。

12点目のご質問についてお答えいたします。

奨学金につきましては貸付型が多いですが、企業や財団においては返済の必要がない給付型の奨学 金制度を行っているところもあります。なお現在、文部科学省が給付型奨学金の検討をしているとの 情報も聞いているところであります。

以上で、答弁を終わります。

- **〇12番(川辺信一君)** 要旨1で、使途は貸与に限定されているということなんですが、一般管理費、 これはどういう処理をされているのかお尋ねします。
- **〇教育部次長兼教育総務課長(外山浩己君)** お答えいたします。
 - 一般管理費につきましては、育英理事会の委員の報酬、その他もろもろのそういう事務的な関係の 経費ということでございます。
- **〇12番(川辺信一君)** お尋ねしたのは、基金から支出しているのか、それとも一般会計から支出しているのかという点でお尋ねしました。
- **〇教育部次長兼教育総務課長(外山浩己君)** 申しわけありません。失礼いたしました。今現在は、基金のほうから貸し付けて、基金のほうで回収しているというところになっております。
- **〇教育部長(小野 実君)** 今ちょっと訂正いたします。管理費に関しては、全て一般財源ですので、 貸し付けを、お金だけが基金から貸し付けるという形をとっております。
- **〇12番(川辺信一君)** 24年度は幾ら、一般管理費は支出しているのか。
- ○教育部長(小野 実君) ちょっと金額的には、ちょっと持ってきておりませんが、委員の方が、この条例に伴う育英会の委員会があります。この委員の方が10名いらっしゃいますので、その方々の報酬費と、それから費用弁償の部分だけですので、申しわけございません。ちょっと金額的には持ってきておりません。その分だけなります。
- **〇12番(川辺信一君)** この理事10人のメンバーの構成はどういうふうになっているのか。
- ○教育部次長兼教育総務課長(外山浩己君) 理事会は10人以内をもって構成しているというふうになっております。現在の理事としましては、民生委員、各加治木地区、姶良地区、蒲生地区それぞれ1名ずつ。それと中学校長、これが加治木中学校、帖佐中学校、重富中学校、蒲生中学校の各校長、それとPTAの役員としまして、姶良市のPTA連絡協議会の会長、学識経験者としまして、議会の議長と、市内の高等学校の校長、加治木高校の校長を今お願いしております。

以上でございます。

- ○12番(川辺信一君) この一次姶良市総合計画の提言資料集の中で、教育費についてという意見の中で、これ38ページ、39ページですけど、自由意見について教育費の中で「奨学金等も」って書いてあるんですが、何か意見があったのかどうか。
- **〇教育部次長兼教育総務課長(外山浩己君)** 申しわけありません。今ちょっと計画書を手元に持ってきておりませんので、コメントは今ないということです。
- **〇12番(川辺信一君)** では、要旨2に移りますが、貸与中の金額は1,360万ということなんですが、これは24年度分だけについての金額というふうに思っていいのか、それとも現在貸し出しを行っている、総額ですね、総額が1,360万なのか、どちらなんですかね。
- **〇教育部次長兼教育総務課長(外山浩己君)** この金額につきましては、今貸与をしている方の貸与中の金額というところでございます。
- ○12番(川辺信一君) 当然関連してくるんですが、基金が2億540万あるんですよね。その中で全体でもって1,360万ということは、貸与率というか、基金に対する利用率が非常に低いわけです。6.6%という計算になるんですが。だから、これは、例えば霧島市の場合が年間、一般会計から大体7,600万くらいの予算を組んでやっておるんですが、それからしたら、単純に計算すれば、これが年間とすれば、この4倍ぐらいが総体的な貸付残というか、貸与残になると思うんですが、全体で今残っている基金の残っている分で1,360万しかないということは、逆に言えば1億8,000万、9,000万というお金がプールされているというか基金にたまっとって、全然有効利用されてないなという感じがするもんですから、この金額は24年度だけの金額ではないかなと私は思ったんですが、どうですか。
- ○教育部次長兼教育総務課長(外山浩己君) この基金の今は金額との関係なんですが、この1,386万、この金額につきましては、今貸し付けを行っている、で、まだ返済が始まってない方の、その合計でございます。

現在の平成24年度末でお話しさせていただきますが、基金の運用額としましては、1億521万7,150 円が運用額になっております。で、またこれ返済がされてない部分も含めまして、全てそれで運用していると。会計のほうでの入金残高が1億19万1,457円、これを合計いたしますと、2億540万8607円というところの24年度末の基金残高になるというところでございます。

- **〇12番(川辺信一君)** としましたら、2億540万に対する、逆に言えば未利用額、貸し付け、貸与可能額というのは幾らになりますか、まあ計算すればわかるんですけど、今、幾らになりますか。
- **〇教育部次長兼教育総務課長(外山浩己君)** 単純に申し上げますと、今会計というか、現金で預金等で持っておりますこの1億19万1,457円ということになります。
- **〇12番(川辺信一君)** もう一回貸与中のが聞こえなかったから。貸与中の全体の総額、1 億幾らですか。

- ○議長(玉利道満君) 教育部長、ゆっくり言ってください。
- ○教育部次長兼教育総務課長(外山浩己君) 総額がですね、今の基金の運用額が1億521万7,150円です。で、現金と残高が1億19万1,457円というふうになっております。
- **〇12番(川辺信一君)** ということは、基金に対して大体利用率といいますか、貸与率が大体半分程 度行っているということなんですが、その中で女性の比率はどうなっていますか。
- **〇教育部次長兼教育総務課長(外山浩己君)** 申しわけありませんが、その男女別については、ちょっと資料を持ち合わせておりません。
- ○12番(川辺信一君) 要旨3に移りますが、広報の関係ですね。広報はホームページも利用なさっているということで、これはいいことだと思うんですが。といいますのが、この貸し付けを受ける対象者が青少年といいますか、若いインターネット世代の若い方が貸与される、借りるということなんですので、ホームページに出されているということはいいことではないかと評価いたしますが。申し込みに際して、鹿児島市は学校等で申し込みを受けているとかいうことを聞きましたけど、本市の場合は申し込みの手順というか、どういう形になるんですかね。
- **〇教育部次長兼教育総務課長(外山浩己君)** 市内に居住する子どもさんでありますので、学校のほうにも中学校、それと高校のほうには、それから学校長の推薦が必要になっている関係で周知のほうは図っております。
- **〇12番**(川辺信一君) 基金による開始時期なんですが、旧町時代から始まったということで、それ ぞれ加治木と姶良と蒲生と開始時期が違うと思うんですが、そのあたりはわかりますか、いつごろか らスタートして、今の姶良市に集約してきているということは。
- **○教育部次長兼教育総務課長(外山浩己君)** 正確な年数をちょっと今持ち合わせておりませんが、昭和の28年が一番古く、あと30年代にそれぞれあと2町が始まったということで記憶をしておるところでございます。
- **〇12番(川辺信一君)** この基金とか奨学金に対する国とか県の補助金はあるのかどうか。
- **〇教育部次長兼教育総務課長(外山浩己君)** この市の育英資金に対する県の、国の補助というものは ございません。
- **○12番**(川辺信一君) 要旨 5 に移りますけども、さっきちょっと申し上げたように、霧島市は25年度で7,900万ですね、さっき7,600万と言ったかと思いますけど、7,900万の予算があるんですね。本市より約5.6倍多いと、金額的に。ただ人口は霧島市が12万8,000人、姶良市は大体7万6,000人で、

1.68倍ぐらいの霧島市は規模ですので、人口比で比較すれば、本市より3.3倍ぐらい多い、この奨学金の貸与があるというふうに今なっておるんですが、霧島市は一般会計で貸与、貸し出しをしていると、貸し付けをしているということなんですが、本市の場合、基金ですけど、その違いはどういうふうに考えますか。

〇教育部長(小野 実君) お答えいたします。

先ほど次長のほうから答えましたように、旧3町時代に蒲生については基金の取り扱い、それから加治木と姶良については、一般財源の中でのこの育英事業を行っておりましたので、今回、合併と同時に基金を設置したという形にありますので、出すほうについては一般財源で出すということと、基金と、それぞれそれのやり方ですので、別にそれによってどうということは我々は考えておりません。先ほど言いましたように人数的に少ないというのは、あくまでも募集をかけます。その中で申し込まれた中で、上級の学校に行きたいけど生活的に厳しいというふうな状況の方々を審査した上で貸与いたしますんで。ただその中に国県のほうの資金を受けて育英資金を受けられればこれを辞退していただくという形をとりますので、今回その申し込みによる審査の結果でこの人数になっておりますので、ほとんどが申し込まれた方については貸与させていただいておりますので、その申し込みの人数ですので、その人数のどうのこうのというのは教育委員会としては考えてはおりません。

○12番(川辺信一君) 始良市と霧島市は、霧島市の所得は高いと思うんですが。それにしてもそんなに3倍も4倍も所得の差があるわけではないわけですね。それでそんだけ多いということは、希望者が逆に多いということは、私にしてみたら、姶良市は広報のやり方がちょっと足りないのかなというふうに考えて、こういう質問をしたわけなんですが、その点についてはどうでしょうか。それと一般会計は、無尽蔵というわけじゃないですけど、枠がないと思うんですね。ところが基金の場合はその枠内で対応しないといけないという制限が当然あるわけですから、当然そういう違いはあるんじゃないですか。

○教育部長(小野 実君) お答えいたします。

広報に関しては、先ほど答弁しましたように、市報とそれからホームページ、それから中学校、高校の上級に上がる前の学校の校長先生のほうに、学校のほうにもお願いした形で通っておりますので、これ以上ちゃなかなか難しい問題があろう、ほかにはないと思っております。

またそれから、この基金の範囲内でということですので、この基金の範囲内で、もし相当数の希望者が出れば、基金の範囲内であれば全部対応できるわけですので、今の段階では基金の中でその育英事業を進めていくという考え方は教育委員会のほうで、そのつもりでやっております。

○12番(川辺信一君) この滞納者が、6番目ですね、6点目の件で、滞納者が大体20%ということは、5人に1人ということで、非常に銀行で、一般でいえば民間では不良債権が多いというふうにもなるんですが、やっぱり貸し方の点で、いろいろ工夫が必要じゃないかと思うんですが、滞納者に対して催促が大体あとで出てきているんだけど、半年に1回催促していると。催告か、催促しているということなんですが、この辺の催促の頻度も非常にゆっくりしているというか、相手お任せという感じで、普通の金融機関とか、例えば姶良市で言う滞納整理組合ですか、税金の場合だったらやっぱそ

んな悠長には考えていないと思うんですが、やっぱりこの奨学金も税金から出てきているわけだから、 そういう回収を確実にしてもらわないと困るわけですよね。そういった意味で、ちょっと工夫が必要 だと思うんですが、どうですか。

- ○教育部次長兼教育総務課長(外山浩己君) 年に2回の催告は、文書で一斉に出しているというところで、あと個別に私も含めてなんですが、居宅の訪問をしたり、電話等での催促、それは随時やってきているというところでございます。
- ○教育部長(小野 実君) 基金条例の中に、第5条に返還の方法として、毎月支払い、それから半年支払い、1年一括の支払いという方法がありますので、そうなりますと、毎回毎回出すということと対象となりますので、今教育委員会としては、これを考慮して年2回という対応をしているところでございます。
- **〇12番(川辺信一君)** 県外に本人が貸与を受けたものがいる場合の催告なんかはどういうふうな形でしておるか。
- ○教育部次長兼教育総務課長(外山浩己君) 県外にいらっしゃる方も多いんですが、2月と11月に催告書出すにあたりまして、今回、特定記録郵便で全て出しました。居所不明という方もいらっしゃったんですが、全て戸籍照会をかけて、現住所を割り出して出しましたところ、全て届いているというところでございますので、そういう催告の仕方を今やっております。
- **〇12番(川辺信一君)** その届いて返済が滞っている理由とかそこらあたりはわかるんですか。
- **〇教育部次長兼教育総務課長(外山浩己君)** なかなか届いたというところは確認ができているんですが、あと連絡がとれなかったりというところでございまして、ただ1人の方については、その督促を見られた後に納入がなされているというところもございます。
- **〇12番(川辺信一君)** この振込口座の名義の比率、例えば、保護者と貸与者本人、どういうような 比率になっていますか。
- ○教育部次長兼教育総務課長(外山浩己君) 比率につきましては、すいません、資料を持ち合わせて おりません。また後ほど回答させていただきます。
- ○12番(川辺信一君) なぜ口座を聞いたかといいますと、名義を、例えばこれは教育長に今ちょっとお尋ねしますけど、アメリカの学生というのは日本みたいに親が――まあ大学生ですよね、仮に――親がかりではなくて、政府の保証のもとに学生ローンというか、ローン、教育ローンを借りて、そして自分で自己責任で返していくということを聞いておるんですが。ということは自分で借りるから、それだけ勉学に励むし、目的意識を持って勉学に励むという点と、自分で借りて自分の判断で使うから返済の意識というか、そういうものも当然高いんじゃないかという点で、本市の場合もですけど、

保護者のほうに振り込むのか、本人にというか貸与者に振り込むのか、そのことを知りたかったんですが、どう思われますか。

○教育長(小倉寛恒君) アメリカが一番奨学金制度は発達しているという、大きく3種類あると思うんですが、いわゆる完全な給付型、これは低所得者層に実施している、いわゆるペルー奨学金と呼んでますけども、ペルー奨学金というのがありますし、今議員おっしゃったのはスタンフォード奨学金というパターンだと思います。いわゆる政府が保証して金融機関から貸し付けを受けると、こういう形だと思います。あともう一つは、バーキンスという奨学金でありますが、これはいわゆる大学院とか高級学校に通う子どもたちに、これは貸し付けという形でやっている、これはパーセンテージとしては非常に少ないというのはありますけど、そもそもアメリカというのは生活自助の原則、自分のことは自分でするというのがやっぱり国民の中に浸透しているわけでありまして、日本のように親子の関係の中で奨学金を借りるという、保証人になって借りるというパターンはまず少ないんだろうと思います。

したがって、財政的な規模からも考えましても、やはり日本とアメリカを比較するというのはちょっと難しいかもしれませんけども、日本のこの今の返還率の少ない、この状況というのは何とかやっぱり改善していかなきゃいかんというふうに考えております。

- **〇12番(川辺信一君)** ですから、後でいいんですけど、その比率もなんですが、原則、本市の場合において、本人口座をつくらせて、本人に振り込むように私はしてもらいたいと思っておるんですが、どうですか。
- ○教育長(小倉寛恒君) かつていろいろ返済を求める中で、自分が借りた覚えがないという本人もいるわけです。要するに親が勝手に借りて、本人が知らない間に借りてる、そういったのもありますので、それから22年のこの議会でも、やっぱりこの返済については厳しく対処してもらいたいというご質問もございましたので、23年からの奨学生から、親子を、やはり一番この自宅にいやすい時期、正月に来てもらって、親子来てもらって、とにかくこの奨学金の趣旨と、それから返済してほしいと、これは皆さんの市民の血税によって賄われていると、したがって、返してほしいということをお願いしているところで、現在、新市となってから、そういう償還しないというものはいない状況でございます。
- ○12番(川辺信一君) といいますのが、今もちょっとあったかと思うんですが、保護者に振り込んだ場合に、そのお金が全部教育に使われているかどうか、チェックのしようがないわけでして、それはもう信頼関係になるわけなんですが、本人の口座に振り込んだら、そういう中には借りた覚えがないというね、開き直る人もおるかもわかりませんけど。そして、これは債権でなくて差し押さえもできないというふうに聞いておるもんですから、相手の良心に訴えるしかないんですけど。そういった意味で次の保証人、連帯保証人をつけておるんですが、保証人を普通の保証人と連帯保証人とあるんですが、その違いについて承知しているかどうか。
- **〇教育部次長兼教育総務課長(外山浩己君)** おっしゃられるとおり、保証人と連帯保証人、2 つござ

いまして、保証人のほうは、例えば請求が来たときに、まずその債務者のほうに請求しろということ は言えますが、連帯保証人は連帯してその債務を保証するわけでございますので、連帯保証人のほう にも確実に請求は債権者のほうからできるということでございます。

- ○12番(川辺信一君) 今言われたように、法律用語で言えば、何か抗弁権がないということなんですよね、連帯保証人というのは。もう請求が来たら、借りた本人とか、ほかの保証人に請求せいということが言えなくて、自分が言われた分を全額弁済せんといかんというふうになっておるんですが、奨学金の場合は、さっき言ったように債権ではないもんだから差し押さえもできないし、法的な拘束力がないもんですから、そして20%の今滞納者がいるということなんですが、その辺の説明をされているんですか、連帯保証人になった保護者が1人はなるっちゅうことを聞いておるんですが。その他の保証人とか、本人もそうですね。保証人は本人は除外しますけど、そういうもので連帯保証人になるということはそういう責任が伴うということは、やっぱり理解してもらわんないかんわけですね、保証人にも。どうですか。
- ○教育部次長兼教育総務課長(外山浩己君) 最後の貸与が終わるときに借用書をとるわけなんですが、 そのときに連帯保証人もつけて、保護者が多いんですが、出していただくということで、そのときに 話をしているということはあります。

県外にやっぱり行ってらっしゃるお子さん、多いので、この地元にいるその連帯保証人の親御さん のほうに話しに行って、お支払いいただいたという事実もございます。

- **〇12番(川辺信一君)** 民間では、貸し付けに対して保証保険制度というのがあるんですけど、この 奨学金の貸与に対して、この保証保険制度というのは利用はできないものなのか、お尋ねします。
- ○教育部次長兼教育総務課長(外山浩己君) 保証機関での保証ということだと思うんですが、現在、日本学生支援機構のほうでは、保証機関での保証というものと人的保証、この2つをとっております。これが日本国際教育支援協会というところが保証機関になっておるんですが、これ日本学生支援の国のこの資金だけの機関保証するというところで、我々はちょっと調べてみたんですが、ほかの自治体のほうでそういう機関保証をとっているというところはなかなか見つかってない、まあ私どもで把握ができてないというところです。
- ○12番(川辺信一君) 9点目の滞納者の催促等については教育総務課で行っておりますということなんですが、市の滞納整理課とか滞納整理組合というんですか、これは税金の滞納について対応されていると思うんですが、同じ市の組織なわけですので、やっぱり回収はそうして市全体で連携して、いろいろ滞納整理のほうの専門のほうが手馴れているというか対応がやっぱりそれなりにできると思っておりますが、教育委員会にこだわって、なかなかその催促に対する時間とか、そういうことよりほかに仕事が多いでしょうから、おろそかになるような気がするんですが、そういう連携したその回収というのはできないものなのか。
- ○教育部長(小野 実君) お答えいたします。

この育英資金の貸与に関しましては、市の債権取り扱いになりません。税金みたいに一応国、法律的なものがあって差し押さえ云々等ができるものとは違いまして、その債権取り扱いできませんので、そうなると教育委員会のほうで対応という形をとるわけで、ただ横との連携というのはなぜかというと、もし連帯保証人のほうにも請求が進みますと、他の税の、ほかの滞納がありますと、その絡みがありますので、そういう連携はとりますけれども、この育英資金に対してのいろんな制限というのをすることができませんので、催促及び我々個別に訪問して徴収をするという状況しかできませんので、今はその対応を教育委員会の総務課のほうでやっております。

- ○12番(川辺信一君) この滞納分の今ある八百幾らですか。八百四十何万、844万ですか。その分で、これがやっぱり回収ができたら、それなりにほかに利用が回せるというか、大学生でその金額で5.7人分、高校生なら15.6人分の育英資金、奨学金が生み出されるわけですね。そういった意味でも貴重な税金ですので、私としては100%回収というか、してもらったほうがいいんじゃないかなと、いいんじゃないかなじゃなくて、やっぱりしてもらわんないかんなというふうに思っておるんですが、さっき言ったように強制力がないもんですからそういうことになるんですけど、何かやっぱりその辺は貸した側の工夫といいますか、いろいろ連携して努力をしてもらいたいと思いますが、どうですか。
- **〇教育部長(小野 実君)** 先ほども言いましたように、最終的には、もし催促等で納入されなければ、 個別に地道に連帯人、保証人、保護者とかそういう方々にお願いするという形しかございませんので、 これについては、毎年度少しでも減るように教育委員会としては努力していきたいと考えております。
- ○12番(川辺信一君) 11点目の要旨なんですが、貸与金額を高校生、大学生、ともに引き上げはできないかというお尋ねに対して、考えてないということですが、考えてなくてもいいんですが、今ちょっと比較をしますので。ここで出てるのは奨学金に対してあまり大差がないと、貸付金がですね、いうふうに思っておる、思っておるというか、そういう答弁だったと思うんですが。

霧島市が高校生で月額1万8,000円ですね。本市より3,000円多いと。大学生においては、月額4万4,000円、本市より1万4,000円多いわけですね。鹿児島市は高校生に対してですが、メリハリをつけておりまして、国公立高校で1万8,000円、本市より3,000円多いと。で、高校生の私立が3万円なんですね。本市より倍多いんですが、さっき聞いた中でも、まだ基金は有効利用をまだまだできる水準にあるわけですね。2億540万ですか、基金があって、その中で1億円、半分しかまだ利用してないということは、あと半分が使われてない、眠っているということですから、その分をやっぱりこういった奨学金が必要なところがあると思っておりますので、今の基金の枠内でもできる金額だと思いますので、考えてなくてもぜひ考えてもらいたいというふうに思いますが、どうですか。

〇教育部長(小野 実君) お答えいたします。

議員申されるのも一つの方法だと思ってます。一応先ほども言いましたように、まず基本的にこの育英資金の貸与、まず国があります。その次、県、そして市という段階を踏んでまいりますので、その中で貸していただくと。ただ、今の学校でいいますと、高校、大学、授業料が相当高くなっておりますので、そういうところも考慮をしなけりゃならんと思いますので、今の段階で上げるとかどうのこうのとか、自分言えませんので、そういう状況等も調査しまして、教育委員会のほうでまた検討し

ていきたいと思います。

- **〇12番(川辺信一君)** 民間の教育ローンというのがあるっていうのはご存じだと思うんですが、金 利が大体どんぐらいかかっていると思いますか。
- **〇教育部長(小野 実君)** 申しわけございません。その金利についてはちょっと把握しておりません。 申しわけありません。
- ○12番(川辺信一君) 大体、取引がある人で年利3%、なければ年利4.5%ですね、大体。ということは、うちの姶良市の大学生4年間借りて計算したら、246万なんですね。3万円の4年分、48か月した場合、246万、単純に計算したら、やっぱ50万円以上の金利負担になります。だから、市で貸与を受けている方は、その分がもうけというわけじゃないですけど、相当負担が軽減された、優遇された制度なんですよね。それを滞納するっちゅうのは、極端に言えばけしからん話なわけでして、だから、本人も仕事をすれば当然少なくても支払いができてくるわけですから、その貸与額にこだわらず、少しでも回収していくという姿勢があれば、また回収率が上がると思いますけど、その辺もやっぱり貸す場合に貸与者に対してそういう話もされてもいいと思います。また回収するときでもですね。金利のかかってないお金なんだと。どうですか。

○教育部長(小野 実君) お答えいたします。

確かに返還の金額ちゅうのは、もう先ほど言いましたように、月、それから半年、1年という形でその金額を決めますけど、先ほど言いましたように、今のこの社会情勢ですので、就職をしたけれども、途中でやめたりといろんな問題があろうと思いますので、返還についてはその旨のそういう本人からの申し出があれば、猶予もいたしますし、その返還金の金額を若干考慮した上で、そういう個々に、まず元金を返していただくということが基本でございますので、そこを返していただくような体制をとるという形で、そこには相談に応じるという形をとっていきたいと考えております。

- **〇12番(川辺信一君)** 12点目なんですが、答弁ですけどね、答弁で、現在、文部科学省が給付型奨学金の検討をしているという情報も聞いているところでありますということなんですが、大体内容的に把握されておりますか。
- **〇教育部次長兼教育総務課長(外山浩己君)** 正式に公文で来たというものでなくて、ネットのほうで見た情報でございます。

そこで高校生に対するその奨学金、これも検討するというような情報が載っていたところでございます。具体的な額等は、予算規模として1,167億円というようなところでありまして、あとは年額に1万8,300円、教科書等の図書費相当額ぐらいというふうな情報だけは載ってございました。

○12番(川辺信一君) ええとですね、奨学金の支援充実などの文科省の有識者会議の中間報告がありますので、これを読んでみますので。これによりますと、将来的に目指す方向性として、一つ、給付的、給付型ですね、給付的支援の充実によって負担軽減を図っていくと、図ると、2に貸与型奨学

金は、卒業後、所得に応じた月額の返還にすると、返還方式にすると。そして優秀な成績の学生は報 奨として奨学金の返還を免除するというふうになってます。

それと、貸与型奨学金は無利息を基本として拡充すると、これは姶良市でも今やっていることですね、無利息を基本とすると。それで拡充すると書いてありますので、これはやっぱり金額も含めて当然検討してもらえると思っておりますが。そして、返済方法では、より柔軟な所得連動返還型奨学金導入に向けて準備すると、こういうふうなことが出ておりました。

これらを踏まえて、今からの奨学金の政策に生かしてもらいたいと思っておりますが、どうですか、 今言った点で。

- **〇教育部長(小野 実君)** 今のところその方向というか、きちんとしたものが通知も来ておりません ので、状況、そういう報告、国のほうとか県の方向とかが決まりましたら、それも一つの参考資料と して教育委員会としては、また検討させていただきたいと思います。
- 〇12番(川辺信一君) 終わります。
- ○議長(玉利道満君) これで川辺信一議員の一般質問を終わります。
- ○議長(玉利道満君) 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。 したがって、本日の会議はこれをもって散会とします。 なお、次の会議は、12月2日午前9時から開きます。

(午後3時00分散会)